

第五十一回 参議院文教委員会會議録第九号

昭和四十一年三月二十九日(火曜日)
午前十一時十四分開会

出席者は左のとおり。

委員長 二木 謙吾君
理事 北畠 教真君
久保 勘一君
千葉千代世君
松永 忠二君

委員

近藤 鶴代君
玉置 和郎君
内藤三郎君
中上川アキ君
中村喜四郎君
山下 春江君
吉江 勝保君
秋山 長造君
小野 明君
小林 武君
鈴木 力君
林 堀君

國務大臣

文部 大臣 中村 梅吉君

政府委員

文部政務次官 中野 文門君
文部大臣官房長 安嶋 彌君
文部省初等中等 齋藤 正君
教育局長
文部省大学學術 杉江 清君
局長

事務局側

常任委員会専門 渡辺 猛君
員

説明員
文部省大学學術 局長 安養寺重夫君
局教職員養成課

本日の會議に付した案件

○国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

国立養護教諭養成所設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑に入ります。御質疑のある方は順次御発言を願います。

なほ、政府側より、中村文部大臣、齋藤初等中等教育局長、杉江大学學術局長が出席されております。

○千葉千代世君 私はきょうは三点だけ質問させていただきます。その第一点は、養護教諭に關連する関係法規の整備ということ、それから二番目は、勤務量の調査に關すること、この中の養護教諭の件です。それから三番目は年齢構成について、こういうことであります。

第一点の関係法令の整備ということは、ちょうど四十通常国会の参議院の文教委員会の決議の中に、「養護教諭については、学校教育法第二十八条の趣旨にのっとり、年次的にその設置を推進するとともに、養成計画についてもこれに即応して拡充を図り関係法令の整備を図ること。」と、こうございますが、その中でまず伺いたいというの

は、学校教育法の一部を改正して養護教諭といふこの位置づけでございます。これは法律ができましたときに、養護教諭、養護助教諭と、こう統一しているべきところを、率直に、落としたのじゃないかと思ひます。その内容というのは、学校教育法施行規則第四十九条、養護助教諭の職務というのがございまして、これを学校教育法の二十八条の第五項の養護教諭の次に加える、この問題なんです。この関係法令の整備について、その後、文部省はどのように検討されたかということでございます。

○説明員(安養寺重夫君) お答え申し上げます。当時制定のいきさつ、詳細をつまびらかにいたしませんですが、一般の助教諭は本法に規定がございまして、養護助教諭、講師等については、文部省令でまあ規定をしておるというふうな、多少違つたような形をとっていることは事実でございます。

○千葉千代世君 養護助教諭の問題はあとから出たのです。養護教諭の法律のあとになつて出たものですから、つけ加えるのを、整備するのを落としておつたという解釈をしているのですけれども、それでよろしいでしょうか。

○説明員(安養寺重夫君) 養護教諭の職務の内容等からかんがへまして、養護教諭が原則であり、無資格者をかりにそういふ仕事に従事させる——養護助教諭といふものは例外的じゃないか。これは一般の助教諭の場合よりもそうではなからうかというふうな考え方、現行のようなくらいになつていると、かように理解しているわけでございます。

○千葉千代世君 一般の教諭の場合には教諭、助教諭ですから、養護の場合には養護教諭、養護助教諭と、これは職務の内容は違ひますけれども、法体系から言へば同じものだと思ふのです。そこで、これは詳しい質問は避けますが、検討していただきたい。というのは、私のほうでもこの改正案を出す用意をしているものですから、そういう意味で、ぜひ検討をお願いしたいということです。

○政府委員(齋藤正君) いま御指摘の点は、一般の教諭、助教諭と、それから養護に關する教諭、助教諭との権衡から見ても、おかしいではないかという趣旨の御質問と承りました。で、おそらく一般の教諭の場合、一般の先生の場合の教諭、助教諭というのは、かなり沿革的に長く学校教育法の中で取り扱つてゐる。それから養護教諭の制度というものは、比較的新しくて、そうしてそれも当初は流動的であつたものが、逐年、職の性格としても位置づけられてきて、そうしてまいつてきたという事情も、その取り扱いを異にする経緯の中にあると思ふのです。で、いま御指摘の点は、養護教諭の配置、それから何を本則とするかということも關連がございまして、私どもとして十分検討してまいりたい、かように考えております。

○千葉千代世君 先般の委員会でも、年齢の問題で皆さんから触れてもらつたんですが、いま現在の養護教諭がどういふ年齢構成かというので調べてみました。そうしましたらかなり高年齢が多いわけなんです。具体的には三十六歳から四十歳、これが二五%、四十一歳から五十歳、これが二五%です。合計で三十六歳以上が五〇%を占めているといふ、これはたいへん高い年齢を示しております。で、五十歳以上になりますと、これが九%、それから逆に二十五歳以下が三%、二十六歳から三十歳が一二%、三十一歳から三十五歳が一八%になつてゐるわけです。こういたしますと、この養成計画で相当急ピッチをあげていきませんと、これらの方々が退職するときに一べんにしてしまふという、こういう計算になるわけです。しかも、県によつては内規とか、あるいはいろいろな

申し合わせによって年齢制限がかなりあるわけですが、採用にあたっては年齢制限があり、今度はやめるのは早めにとりかかるとなると、これは非常に困りますし、私はまあ定年制については、これはまあ反対でないわけなんです、きょうはそのことは触れないで、とにかく養成計画から見ていくと、この年齢構成を見ますと、たいへん努力をしていただいておりますけれども、これじゃとても追いつかないという、こういうのが出てくるのですが、その点について文部省の計画の中で、もう少しこの増設の面で考えてみるという、その用意はございませんか。

○説明員(安養寺重夫君) 繰り返して恐縮でございますが、当面、充実五カ年計画の中では、現に養護職員としておられます人たちの資格講習会等の結果を待ちまして、まあできれば優先的に申します、養護教諭のほうに配置がえをしていただくというように考えておるわけであり、その計画後の諸般の事態にどのように対処するかというところを見越していろいろ計画につきましては、御指摘のように養護教諭の養成所の増設等も含めまして、なお十分検討したいと思っております。

○千葉千代世君 ところで一点要望しておきたいことは、同時に各県においても女の人が四十五歳、男は五十五歳とかという、こういうのがあったが、一番ひどいところで四十くらいで共かせぎの場合には対象になっていない、こういう県もありますので、これは各県の教育委員会でもやることだから云々というところではなくて、やはり年齢的にしてもしかるべき指導が必要だと思ふのですが、そういう点について、特に御配慮いただきたい、これは要望しておきます。

次に三番目の、超過勤務等の実態調査を進めると、こういうわけで予算を計上していただきました。現実には各県のほうで相当指導されているわけですが、内容は勤務量調査とかいろいろあるわけですが、その中で教員の勤務の量を調査するわけですから、学校にいるとき、それから

校外で指導する場合とか、そういうものを含めてむろんすべきだと思ふのですが、養護教員の場合を見ていきますと、かなり授業を持っていないのが多い。そうすると、養護教員本来の仕事の立場からいって、授業を持たないのが本体だから、授業を持っていないのは調査の対象にはしないという指導が行なわれているのですが、その点間違いないでしょうか。そういう指導をしていらっしゃるのでしょうか。

○政府委員(齋藤正君) 調査を直接担当しております担当の局長が来ておりませんが、今回の調査は、学校におきます教職員、これは教員、それから養護教員、それから吏員相当の事務職員という、まあ学校の種別から、それから教職員の職種から、すべてにわたって調査するわけでございます。それは勤務の実態、それから教科に関連して、授業あるいは授業に付随するところのいろいろな業務というの、あるいはその他の学校行事、あるいは学校に行なわれない学校行事と関連のあるいろいろな社会教育活動という、あるいは実態を見て、学校の先生方の勤務の量を正確に把握して今後の給与上の実際の参考資料をつくるということが趣旨でございます。いま御指摘の点が、私、調査の技術としてどういふふうになっているかというところを承知しておりますので、さつそく担当者に聞いてみました。調べてみたいと思ふます。

○千葉千代世君 いま何うと、ありのままを調べるといふならば、実態調査を持っていくならそれをやはり勤務量調査の中に入れていくべきだと思ふのです。それで間違いないですね。ただ、このことが間違いないというふうな懸念がありますのは、養護教諭は授業を持つのが本体ではない。しかし、まあ学校に勤務しておれば、保健の問題その他についての模範授業をする場合もありますし、いろいろ指導したり助言し合ったりすると、こういう中で教員の身分というのが必要だというわけで教員の身分を授与されているわけですが、それはといって、授業してはいけないというあれも

ないわけでは。しかし、養護教員の仕事を、ほんとうに本務を遂行するためには授業を持っておつたんで遂行しきれない。だから授業そのものをするのをいいとは言っているわけではない。しかし、現実にはやめて、授業していいのか、させられているのか、いるんですから、当然これは調査の対象にすべきだということ、全国では大体養護教員がどのくらい授業時間を持っているかという調査がございませう、ちょっとお知らせ願いたいと思ふのです。

○政府委員(齋藤正君) 調査の技術上どういふ様式になっているかという点は、私、直接担当しておりますものでわかりませんが、今度の調査がまず中心になりますのが、学校自体の業務として、職務として命ぜられているものを勤務時間の外にはずすというところはおかしいわけでございます。しかし、技術的にどういふふうにならねばいかというところは私に承知しておりませんが、ただ、お話しのように、授業を受け持たされておるそのほかに養護教諭本来の授業がある。授業を持たせられていないものは勤務時間の外として、それがそもそもわからない。養護教諭本来のところだけが何時間だということ、その場合にそれがその人の勤務時間だということでは実態がわかりませんから不合理だと思ふます。その点は、私、担当者に確かめてみたいと思ふます。

それから第二の御質問の授業を持っている時間、人数、人数という点は課長からお答えいたします。○説明員(安養寺重夫君) 前回の委員会でお答えをいたしました繰り返しのなるわけでございますが、公立の中学校の養護職員がどのようないくつかを担任しているかという実態を、多少古い資料でございますが、調べたものが学校教員調査にございませう。保健体育、それに最重点が置かれて、あと家政、こういうものに多少従事しておるというふうな数値が幾らか出ております。ただし、その担当時間数等につきましては調べたものがございませう。

と、かなり多いわけですね。具体的には養護教諭で保健の教科を持っている者は九・一%、それから小学校でございませうと、授業担当が六・八%、中学校が二・八・四%、高等学校が四・五%、特殊学校が二・〇%、その中で、小学校で週一時間から五時間持っている者が八・〇%という数字、それから六時間から十時間が一・五・四%、十一時間から十五時間が小学校で最高ですが、三・一%、中学校ですと、一時間から五時間が四・三%、六時間から十時間が四・四%、それから十一時間から十五時間が一・一%、最高は十八時間持っている。高等学校ですと、一時間から五時間が五・九・三%、六時間から十時間が三・七・三%、十一時間から十五時間が三・四%、最高が十五時間です。特殊学校が一時間から五時間が七・一・四%、六時間から十時間が四・三%、それから十一時間から十五時間が四・三%、最高が十三時間、こういうふうな数字が出てきております。そうしますと、現実にはこれだけの方々が授業をしている。それを調査の対象にしないということ、これは私はいへん間違っていると思ふます。ですから、これは至急にお調べになって、超過勤務というものの調査がなせ行なわれるであらうかという、こういうことを考えますと、やっぱり超過勤務の費用とか、宿直の問題に関連して、教師の本務を遂行していくためのいい条件をつくる、こういう趣旨から予算に組み込まれたと思ふます。そうしますと、これが実態がちゃんと明らかに出ていないというところ、そこでもうすでに調査から間違つた段階、しかもその調査が、この授業は養護教諭が持つて持つわけではない、学校計画の中で先生が足りない場合はどうするかというところでやっているでしようから、当然これは校長の命令といふんです。仕事の分担の中に入るのじゃないかと思ふます。そうすると、これを調査の対象からはずすというところは、かなりその方の機会が多い。ですから、これは早急に何らかの機会に何らかの機会を、繰り返して申し上げますが、これは調査の対象にして、授業を持っていく意味で

質問するのではないことであり、間違われ
ると困るので、そこだけきちんとお調べいた
だきたい。それから調査する場合、ある県では
養護教諭は授業を持つものではないから、して
おいても明らに困るものではないから、調査
の対象にしないのだという事もあるそうです。
だから、その点はあらためてひとつ善処して
いただきたいと思います。

○政府委員(齋藤正君) 調査の担当者によくいま
の御趣旨をお伝えいたしておきます。

○千葉千代世君 これは早急にしていただきたい
と思います。と申しますのは、かなり話が進んで
いるようですから、そういう意味で私も近い機会
にあらためて質問したいと思っておりますから、御答弁
の用意をしていただきたいと思います。

まだ、いろいろございすけれども、私のこの
法案についての質問はこれをもって終わります。

○林壺君 私は養護教諭の問題と関連があると思
います。高等学校の中に、今回、一昨年からで
ございす。衛生看護学科の新設を文部省でさ
れましたが、これについて質問をしたいと思いま
す。まず、第一番にお伺いしたいのは、この
衛生看護学科を設立された目的でございす
が、この目的について文部省の御意見を伺いた
いと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 高等学校の衛生看護科の
設置についてでございますが、御承知のように、
医療看護の近代化に伴ひまして、看護業務従事者
の資質の向上の要請というございす。また
一面、看護婦養成の機関の入学の状況を見ま
すと、これが思うように看護婦養成の機能を果た
しづらくなつておるという事情等ございまして、
そういう要請もございまして、この高等学校
教育自体におきまして、看護従事者の養成を兼ね
てするということが必要であらうというところを
検討してまいつた結果、これは一面におきましては、
看護婦の需要の不足を補うということの要請と、
一面におきましては高等学校段階におきまして女子
教育の振興という観点からも有意義のものであら

うという判断に達しまして、文部省としてもこれ
を積極的に援助するというところに相なつたわけで
ございす。その結果、昭和三十一年度には一学
科であつたものが四十年年度には十七学科が設置さ
れました。さらに四十一年度は三十七学科の設置
が予定されております。これに對しましては四十
一年度の予算におきましてこの設置を促進し、ま
た、その教育水準を上げますために新たに補助金
等を設け、あるいは教員の資質向上のための予算
等も新たに計上したような次第でございす。

○林壺君 私は少し違つた考え方でもつてこの問
題を考へるわけでございす。ただいま御答弁
がございまして、それで高等学校の課程として入
れてあるということもございす。文部省といたし
まして、私はただ看護従事者が足りないからとい
うだけのことであつてはいけないうんじやないか、
こう思ひんでございす。第一目的は、やはり
何といたしまして、女子に保健教育が足りてい
なかつたというその現実をよくお考へになりまし
て、それはもちろんいい問題でございす。看護
婦は非常に不足しておりますから、そういう意味
で、これは看護婦にならないう看護婦になるわ
けでございすけれども、施策としては非常にし
やういという面もございすけれども、従来、
保健教育というのが足りておりませんというよう
な国の教育のあり方の中で、ことに女子でござ
いますから、女子は将来家庭を持ち、子供を育て、
そして保健を主にした家庭の運営をしていかなけ
ればならぬ、そういうものがあるまでの女子教
育の中で足りていなかったんじやないかというふ
うに私は考へるわけでございす。高等学校の課
程で、この看護婦課程だけでなく、もっと高
等学校といわず、小学校あるいは中学校の中に保
健教育が徹底して行なわれているならば、いま起
こつてきているような問題はもう少し軽減され
たんじやないか、こういふふうに思ひますがゆゑに、
ただ看護婦の教育だと、それだけにお考へに
なつてはいけないうんじやないかというふうに思

ますので、あらためてもう一度文部省としては、
なぜ高等学校の教育の中に衛生看護学科ができた
かという意味をしっかりと考へていただいまして、
そして将来の対策をお考へいただきたいと思ひわ
けです。それで、ただ衛生看護学科だけでなく、
高等学校教育の中にももう少し保健問題が入れられ
ていいんじやないかと思ひますが、これなどは将
来、カリキュラムの中で御検討がいただきたいと
思ひますので、このことを申し上げますが、もう
一度御答弁をお願い申し上げます。

○政府委員(齋藤正君) 学校教育の中におきまし
て、男女を問わず保健の関係のやはり教養を得る
ということ、それはそれ自体としてきつめて重要なこ
とでございす。それから第二に、特に女子の場
合に、将来、職場にあつて、あるいは家庭の主婦
として、家庭における子女の保育という観点から
見まして、特に保健あるいは育児等の基礎的な教
養が必要であるということ、これは学科のいか
んを問わず重要なこととございす。これは教育
課程の検討の際に十分考へたいと思ひます。さら
に、将来の主婦としての地位を考へますならば、
保健等を含まれて、さらに広く家庭における家
庭自体の維持、あるいは家庭の教育的な機能とい
う問題に着目いたしまして、これらに関する学科
というものを重視しなければならぬと思ひま
す。そして、この衛生看護科の場合にも、私先は
ど申し上げましたのは、単にこの看護業務に従
事する者が不足であるということをもつて、直ち
に文部省が高等学校教育にこの衛生看護科を積極
的に推進するという態度をとつたのではなくて、
それは先ほども申し上げましたそういう要請に端
を発いたしましたけれども、それはやはりここまで設
置が伸びてまいりましたのは、高等学校段階にお
きまして女子教育の一環としてきつめて重要なもの
であるという認識があつてこまて来たのだろ
うと思ひます。そして、一つには先般申し上げ
ておりますように、高等学校の多様化というその
面、七〇%以上も国民が高等学校教育を受けると
いう段階になりますと、従来のように普通科だけ

の色どりでなく、いろいろな特色ある学
科というものが出てまいりますれば、非常に女子
教育自体の、あるいは高等学校教育全般に及ぼす
好影響もあらうかというふうに判断いたしまして、
四十一年度から特に予算も新たに計上して、積極
的に推進をするということとしたわけござ
います。

○林壺君 お説のように、この衛生看護科は二年、
三年の間に非常な勢いで伸びました。三十九年
でございまして、二俣川の高校に新設いたしまし
て以来、昨年は十七校、本年は三十何校申請をして
おりますが、それにつきまして文部省としては、こ
れを将来積極的に伸ばしていきうとする御意図が
あるかどうか、それについてお伺いいたします。

○政府委員(齋藤正君) 先ほども申しましたよう
に、この衛生看護科は、単に看護婦養成のためでな
く、女子教育のある分野として非常に有用なもの
と思ひますので、文部省としては、これを積極的に
推進してまいりたいと思ひつてございす。
この点につきましては、高等学校のことでござ
いますから、設置者である県、私立学校におきましてはこ
れを設置いたします法人のこれに対する意欲とい
うものが必要でございまして、ことに地域の父兄
の要望とか、あるいは進学者の状況とかいふよう
なものを見ないと、その設置をどういふ場所にど
う設置するかというところは、まあ机上のプランに
倒れがちでございす。その点につきましては
各府県とも非常に積極的でございまして、現在の
段階では、できました学校の様子を見ますと、まあ
相当の志願者もあつて、かなり優秀な方々も入
つてきておられるという実情でございまして、その
状況を見ますと、これで十分ということでもなく
て、なおそれぞれの府県においても設置する必要
があらうというふうに判断をいたしております。
○林壺君 それで、非常に積極的に都道府県では
このことについて教育委員会が努力をされていま
と聞いておりますのでございす。この四十一年
度におきましては文部省が補助を出しておられ
る、設置に対する補助を出しておられます。たい

へんこれはけっこうなことと思うのでございますが、将来それについても少し額をふやしていきまして、積極的にそれを新設するように努力をされるということであらうと思ひますので、ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それからこの機会にちよつと申し上げておきたいと思ひますのは、これは卒業しますと、都道府県の免許を受けまして看護婦になるわけでございます。看護婦対策としてということがよく出ております。これはおもにいまの看護婦制度は文部省関係が少なくて各種学校になっておりましたために、何か看護教育がその姿でいよいよ考えられておる。世間非常に間違つた考えを起しておられます。この機会に申し上げておきたいと思ひますが、この人たちがすぐにも看護婦として働くか、あるいはそのまま家庭に入るかわかりませんが、まあ一応経過を見ていかなければならぬかと思ひますが、この衛生看護学科に入りまして生徒の人たちの意見としては、社会がいろいろ看護自体に対して何か偏見を持っているように、学校においてもそういう感がある。学校の先生方においても衛生看護学科は特別進歩のたといふふうに見られているために、高等学校教育をされているのか職業教育をされているのかかわからないといふふうな感覚もあるようでございますので、この点よろしく御指導をお願いしたいと思います。

それからなお、看護婦になりますためには、高等学校を卒業いたしましたして、厚生大臣並びに文部大臣の指定を受けましたところの養成所がございす。文部省関係では、これは大学病院、大学の医学部付属の看護養成所となっております。それで三年課程でございますが、ありますので、その看護婦と、それから高等学校を出した看護婦とをこの文部省においてはつきり間違ひのないように御認識をいただきたい。学校の校長先生方にもお願いをしたいと思います。なお、高等学校の衛生看護学科を出まして、将来看護の道に進みたいという人がたくさん出てくることを私どもは

期待をしておりますので、そのように指導方をお願い申し上げたいと思つておりますが、その上に三カ年の看護婦養成所を出しまして、さらに六カ月以上の訓練、教育を得まして保健婦になり、さらに六カ月して助産婦になるということでございます。そういうわけで、これは国家試験になっております。それから衛生看護学科を出した場合に、看護婦の試験でございます。都道府県で試験を受けて免許をとる、こういう形になっております。それで、ここで従来のそれでは看護婦はどんな状態かといふと、中卒で二年でございす。そして都道府県の免許を受けるということになっております。将来この高校を出したところの看護婦の人たちの身分の問題でございますが、これはどういふふうな資格づけられるか。高等学校を出ているからといって、必ずしも看護婦という資格には変わりはないのでございす。働きます場合に、そういう給与面などをどう考えられるか。これは文部省御当局ではそれについてお考えもあらうかと思ひますが、御検討願ひたいと思ひますが、いかがなものでございすか。

○政府委員(斎藤正君) いま御指摘ございましたように、学校の在学期間だけを申しますれば、従来の看護婦の養成期間は中卒二年、それに対してまして高等学校の衛生看護科は三年で、二年と三年、看護婦の資格ということにだけ着目すれば二年と三年で、同じ看護の資格であるということになります。この点は、高等学校のほうはやはりそういう資格を得るとともに、高等学校として必要な一般的な教養といふものが加わるために三年になるわけでございます。本人にとりましてはそれだけの利点があるわけでございます。で、これがだんだん高等学校卒の看護といふものがふえてまいりました場合の給与の定め方等についての御質問でございますが、その点につきましては、文部省が直接というわけのものではないと思ひますけれども、私どもとしては将来こういう方々が卒業されて職場に働かれるという時期になりましたら

ば、その学校における修業の度合いというものが正當に評価されるように努力をしてみたいと、かように考えております。

○林塩君 それでは、この問題はよろしく願ひしたいと思ひます。

次に、この衛生看護学科を教えますところの教師の問題でございます。激増いたしておりますのであります。専門の科目を教えますところの教師の問題で、たいへんこの学校も困つておられるという状態でございますが、文部省としましては、それに対する対策をどのようにお考えになつていらっしゃるでしょうか。

○政府委員(斎藤正君) 四十年程度の様子を見ますと、衛生看護の専門科目を担当いたします専任教員のうち、相当多くの方が臨免の所有者でございす。具体的に四十九名の専任教員のうち三十三名は臨免所有者でございす。そこで、昭和四十一年度におきまして相当数の学科の新設があり、また既設の学科も学年進行によつて増大をいたしてまいりますので、百六十名くらいの先生が専任教員が必要とならうかと思ひます。現在はこのような先生の養成課程は三つの大学だけでございす。今後、先ほど申しましたように、衛生看護科の設置といふものはなおふえてまいります。したがつて、専任教員の需要も増大すると思ひますので、文部省といたしましては、四十一年度から熊本大学の教育学部にはこの種の教員養成課程を新たに設けることといたしました。それから一方、看護婦の免許状だけを持っておられます衛生看護科の現職の教員、あるいは看護婦で将来教員を希望される者を対象といたしまして認定講習をいたすといふことと相なつておまして、そのための経費も四十一年度の予算では新たに計上をしております。

○林塩君 それで、そのために今年度多少予算をとつてございすかどうか。いまおっしゃいましたように、熊本大学のほうで、将来、高等学校の衛生看護学科を教える人のためにとおっしゃいましたが、一応そういう課程もできたのでござい

ますが、非常に数が少い。二十名でございすから、すべてを満たすわけにいかないと思ひますのでございす。さしあたり看護の免許を持っている人に認定講習をするという御答弁でございす。これで間に合いますかどうか、それについてどういふ御予定か、伺いたいと思ひます。

○政府委員(斎藤正君) 先ほど申しましたように、現在も臨時免許状でこの学科を担当せられておる方々が多いわけでございますが、その方々には今回衛生看護科の教員の現職教育講座といふものを設けますので、できるだけこれによりまして本免許状を取つていただくようにいたし、また、一挙に間に合いませんので、教育を志される方々は、臨免でも、適当な方はひとつとありあえす衛生看護科の教職についていただき、逐次、現職教育といふものを拡充してまいりまして、正規の免許状が取れるように努力してまいりたいと思ひます。

○林塩君 この場合に、養護教諭との関係はどういふふうにお考えでございすでしょうか。養護教諭を、教師としての資格の問題はあると思ひますが、養護教諭養成所は三カ所ございまして、これについて先般来いろいろ質問があるのでございす。これが、これとの関連はどうかと思ひます。

○政府委員(杉江清君) 直接には関係ないと思ひますが、養護教諭養成所において単独の免許状を与えたらというふうな御意見もあつたのでございすけれども、やはり教育の内容も違ひますし、あまり二重を追うことは教育上どうかという考えもあつて、そのような措置をいたしておりません。したがつて、間接には関係あると言えましようけれども、直接的な関係はないと考えております。

○林塩君 私はたいへん残念に思つてございす。どこにでも利用できるというふうなことは、これはあまり目的を大きくすると思ひます。に使えるといふことにもなると思ひます。すけれども、せっかくございす文部省関係のことでございますから、養護教諭の養成所を大学程度にしまして、そして免許を与えるとき同時に、また高等

が、非常に数が少い。二十名でございすから、すべてを満たすわけにいかないと思ひますのでございす。さしあたり看護の免許を持っている人に認定講習をするという御答弁でございす。これで間に合いますかどうか、それについてどういふ御予定か、伺いたいと思ひます。

学校で教えるというようになったらよかつたのではないか。高等学校の教師が足りませんために特にあるわけでございますが、いま御答弁ございまして、そういうことは考えていないというところでございまして、将来何とかそれは考えられますか、それについて。

○政府委員(杉江清君) 高等学校の看護課程の教師としては、先ほど中局長から申し上げましたように、やはり四年の課程において正規のそのほかの専門教育を受けさせる、そういう形で教師養成をやつていきたい、こう考えております。ただ、現在のところ、わずか一大学にのみ設けましたので、それは大量の需要には応じ切れないのでございまして、今後この課程をもっとふやしていききたい、かように考えております。看護教諭養成所は、これは大量の不足に應ずるというふうな配慮もあつて三年の課程にしておるわけでありまして、これを早急に四年の課程にするというところは、早急にはちよつと私どもなかなかむずかしい課題だと考えておるわけでありまして。だから、その三年の課程で看護課程の教員も養成するといふようなことは、そういう面からかなりむずかしいので、別個のものとして看護教員養成機関をもつと数多くつくるように努力したいと考えております。

○林壘君 文部省といたしましては、一貫したそういう対策をお持ちになつてはいらつしやらないかと思つて、この際、看護の大学といひましても利用面が非常に多いものですから、先生になる人もあれば臨床に向かつて働く人もあり、同時にまたいろいろの面で活用していくといふことで、大量につくらなければならぬといふことで、そればかりにしないで、多目的にもう少しお考えいただいたらどうかしらと、これは私の意見でございますが、申し上げておきます。

それで、それに関連いたしまして、一つこういう問題がございまして、これも私も看護の向上のために、また保健教育という意味からいひましても、国民の体位向上の意味からいひましても、だ

れがそれを実際にやつていくかという意味からいひましても考えるわけでございまして、教育がされたいなければ、またそういう役にも立たないし、また、保健行政全体の中で看護の果たす役割りといふのがうまうま生まれてこないといふ考えでございまして、文部省は現在、医学部付属に看護学校を持つておられます。これは全国で相当数がございまして、医学部付属でございまして各種学校になつております。これでお手元にそういうちゃん

と学校がございまして、そしてその教授陣もちゃんと整つておるのでございまして、それについて、これは大学に昇格させて、そして活用したかどうかという考え方がありまして、いろいろ働きかけも文部省にはみんなそれぞれの遺の人が思ひます、高等学校の衛生看護学校の先生は別、それから、せつかく看護関係の教育をしながら、それも別というふうにお考えになつておらないで、もう少し総合的に考えられることがないかしらと思ひまして、これを活用されるという意味で、現在、医学部付属になつております看護学校の昇格問題については、まあ急にはできませんか、ございまして、御計画があるのかないのか。それからまた、そういうふうなことに御検討になつたことがあるのかどうか、それを伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君) 看護短大をつくるということは文部省でもかねてから考えておられて、実は二年來この設置を要求してきておるのでありますけれども、残念ながらその実現を見ておりません。しかし、私どもは必要があると考えておりますので、引き続きその実現に努力いたしたいと考えております。ただ、全国国立大学に多数ある各種学校としての養成機関、これをすべて昇格するかどうか、なお疑問の点もあり、にわかにはすべてを昇格するといふわけにもいきかねるかと思ひますけれども、少なくとも全国数地区において看護短大をなるべく早い時期につくりたい、かような計画を持つておるわけでありまして、その

際、ただいまお話がございました看護教諭等の関連についても、いろいろ検討をすべきものがあると思ひますが、私どもなかなか両者あわせて行なうという教育は相当むずかしいのではないかと考えておりますけれども、この点もお検討していただきたいと思います。

○林壘君 いつも御答弁がございまして。それで、私はかつて前文部大臣にそのことについて委員会で質問をいたしましたところ、いま急にというわけにはいかないで、来年はもう少しよいと言われる。来年は常年来年であつて、決してこない。それで、いまおっしゃいましたように、また来年、来年になりますとまた来年、こういうふうになる傾向がどうもございまして、さういふびやうに言つて、それは人的資源から、それから教育の場から、いろいろなものがもつと総合して考えられたほうが経済的にも非常にいい。人間の経済からいつても非常にいいんじゃないかと考えますので、少し御努力をいただければできるんじゃないかといふふうに思ひますが、常年来年は来年でございまして、やはり来年になるのでございまして、お願い申し上げます。

○政府委員(杉江清君) はなはだ残念ながら四十四年度予算には計上されておられませんので、どうも直ちにということにはむずかしいわけでございます。それからなお、ちよつと課長のほうからの注意もありまして、申し加えておきたいのであります。が、私、先ほど看護課程の教員、あるいは看護教諭の教員養成として、両者あわせてというふうなことをちよつと申し上げておきましたが、これは短大でありますから、教員養成としてのものは実は持ち得ない。御質問がどのようでありましたか、はつきりいたしませんけれども、私その点で間違えておりましたら訂正いたします。

○林壘君 私も教員免許法を知つておりますので、わかるわけでございまして。短大であること、それから学校の問題と、わかりませんが、それに何らかの課程を入れ込みまして、そして活用する方

法もあつていいんじゃないかと考えまして、御検討いただきたいわけでございますが、こゝでぜひ伺つておきたいことは、四十二年度では、それでは看護短期大学になりますか、すべてではありませんが、これを一カ所なり、二カ所なり、まあ三カ所ぐらいはぜひとも御実現を願ひたいと思ひますけれども、それにつきましてもいかがでございませうか、大臣の御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) こゝしも看護短大の設置について予算要求をいたしましたわけでございますが、初めての試みでございますから、予算に計上して目的を果たすことができなかったわけでありまして、私どもとしては、現在、御承知のとおり数多くの医学部付属の各種学校がございまして、この中から看護短大という制度をつくつて、だんだんひとつ口あけをして、将来はさうした短期大学としての方法で養成の道を講じていきたいという希望を持つておる次第でございまして、引き続き努力を続けたいと思ひております。

○林壘君 いろいろ御努力をいただいております。それはよくわかります。わが国が、その御努力が実るうちに、ぜひとも来年度は――本年度はできませんでしたが、来年度は実現方につきまして、予算その他の措置につきまして関係の皆さま方にお願ひを申し上げます。と申し上げますのは、やはり国民の健康の増進ということ、何といたしましても大事なことでございまして、文部省としまして、それについて現在していないからする必要がないというふうにお考えになりませんか、教育の中にもそれをしっかり入れていけるというお考えでもつて、教師も必要でございまして、それをどうしてつくるかといふことなど、現在ある大学などを十分に御活用になつて、さうしていかれる方策を立てていただきたい、それは筋が違ふからというふうにお考えになりませんか、もつと柔軟性を持つて臨んでいただければできるんじゃないかと思ひますので、よろしく願ひ申し上げます。

○中村喜四郎君 ちよつと関連して、この看護教諭

の問題も切実な問題であり、また看護婦の充足の問題も切実な問題であり、また市町村における保健婦等の充足の問題も非常に重大な問題だと思ふんですが、いまの林さんのお話のように、こういう保健婦、それから看護婦、それから養護教諭、こういうものの総合的な養成機関をつくるというふうな考え方は、私はたいへん必要じゃなからうかと思ふのでございますが、いかがでございますか。

○政府委員(杉江清通) いままでのところ、総合的な養成機関というところまでの考えは及んでいませんが、ひとつ今後の課題として検討させていただきます。

○中村喜四郎君 それは厚生省や文部省の、その他の関係各省とひとつ連絡をとってやって、将来の綿密な計画を立てる必要があると思ひますから、ぜひひとつ要望いたします。

○松永忠二君 それじゃあまり時間もありませんから、私は文部省からいただいた資料に基づいて少しお聞きをしたいのですが、小学校について養護教員の配置の状況を見ると、学校に対して一九％の配置状況のところもあるれば、福岡県のように五六％のところもある。それから中学校については、福岡県あたりが八〇％であるのに静岡県などは二〇％、高等学校については、愛知県は一％だが神奈川県は九〇％の配置の状況であります。こういう非常な配置のアンバランスがあるということについて、いわゆるいま小、中、高等学校の定数の配置の法律等もあって、それが進行されているので、文部省の指導というものがもっと強力になされていいのではないかと、まあこういうふうな趣旨の点で、少し明らかにするところをしていきたいと思ひますが、まず、このいま標準法の経過措置としての政令で定められている昭和四十年の政令の小学校、中学校、高等学校の定員と、それと配置の実数というものはどういうふうになっているんですか、これをひとつお知らせしてください。

○政府委員(齋藤正君) 昭和四十年の政令の小学校における養護教員の定数と現員との関係の御質問だと思ひますが……。

○松永忠二君 配置、実施。

○政府委員(齋藤正君) 現員と申しますのは、各県ごとの配置ということになるわけでございます。それを全国数で見ますと、定数としては小学校が八千三百四十でございまして、中学校が定数が三千四百十でございまして、それに對しまして小学校の現員が七千九百六十二人でございまして、それから中学校は現員が三千二百九十六人でございまして、

○松永忠二君 高等学校。

○政府委員(齋藤正君) それで高等学校の問題は、これは定数と充足数はほとんど変わりはないでございます。小中学校と違ひまして、ほとんど差はございません。

○千葉千代世君 そんなことないですよ。

○政府委員(齋藤正君) ちょっと高等学校のはいま調べるので……。

○松永忠二君 それじゃ高等学校は調べていただくことにして、具体的にいうと栃木県の一体配当定員というものは、政令の定員というものは幾人になるんですか。その小学校の栃木の一九％、静岡の五十四人の実員に對して政令の定員というものは何人になるのか。この二つのところと、それから愛知県でいうと、やはり高等学校の標準法の経過の措置の政令で言っている定員は、九名の実数に對して示していただきたい。

○政府委員(齋藤正君) ただいまのは高等学校でございまして、小中学校と高等学校合わせてお答えしたいと思ひます。

先ほど答弁漏れしましたけれども、養護教員の高等学校の財政上の措置は、全国合わせまして二千三百三十二人でございまして、それで実数が二千二百九十六人でございまして、未充足は三十六人でございまして、これは義務制と違ひまして、定数と実員との差はあまりないということはいえらると思ひます。

際の数との差という御質問でございますが、栃木県では昭和四十年の定数が八十八名でありまして、現員が八十五名でありまして、小学校では三人の未充足、それから中学校では四十一人の定数に對しまして四十一人の現員でございまして、差は引きゼロということでありまして、それからもう一つ愛知でございまして、愛知は小学校の定数が三百三十でございまして、現員が二百五十九でございまして、七十一の未充足、中学校におきまして定数が二百二十五に對しまして、現員が百四でございまして、二十一の未充足、すなわち、愛知県は小、中学校合わせて九十二の未充足、こういうことになります。

○松永忠二君 高等学校については。

○政府委員(齋藤正君) 愛知県の高等学校における養護教員の定数は八十四名でございまして、それに對して実数が九でございまして、七十五の未充足ということになっております。

○松永忠二君 ちょっとこれはひとつお聞きをするわけですが、養護教諭のワクというものは普通教員のワクへ流用するということは認めていないわけですか、その点をひとつ聞かしてください。

○政府委員(齋藤正君) 小中学校とそれから高等学校は少し制度が違つております。小中学校におきましては、これは先般もお答えしたのでございしますが、校長、教員とそれから養護教諭、事務職員、すべて現在では定数上の仕切りをいたして置きます。で、過去におきましてはそれがブールで措置されておりましたので、いまの実情のように、あるところは事務職員というものを重点に置いて充足し、あるところは養護教諭というものを重点に措置する。それぞれバランスがくずれておるといふのが実情でございまして、いまのたてまえは、この四十三年度までの経過措置というものを彼此流用できないように負担法のたてまえとしてはいたしておるわけでございます。義務教育費国庫負担法において半額を持つべき人員については厳重に仕切りがしてあるわけでございます。高等学校のほうは、これは要するに地方交付税上の措置でございまして、全部が要するにこれだけの職種についてこれだけの人数を見積つたということ、一括交付税で措置しておるわけでございます。ただ積算の基礎としては、校長、教員、養護教諭、事務職員、あるいは実習助手とそれぞれに計上してあるということでございます。

○松永忠二君 そうすると、いま小中学校については養護教員のワクがあつて、一般教員への流用は認めていないと、そういうふうなことでいいですか。——わかりました。

そこで、もう一つ聞いておきますが、ここに出てきている各都道府県で、標準法に基づくまあ政令の経過の中で定めてある小中学校の教員数、養護教員、事務職員を入れた数よりも低い数を持つておる府県というふうなものはあるのですか。標準法に基づく小中学校の教員と助教諭と事務職員を入れた数が標準法に満たないというふうな府県が全国にあるのかどうかということ、そのことをひとつ聞かせてください。

○政府委員(齋藤正君) いま数字を調べておりますが、もちろん定数よりオーバーしている県もありませんし、少ない県もあると思ひます。

○松永忠二君 それじゃ、あとからお聞きをいたしますが、少ない県がどのくらいあるのか、お聞かせを願ひたいと思ひます。

そこで、いまお話を聞きますと、たとえば愛知は小学校が七十一名、中学校は二十一名、一応交付税の積算の基礎だとは言ひながら、高等学校についても愛知は八十四名の少ない数を持つています。一応国として予算措置がしてあるのに、しかもそれは流用できないというワクの中で定められているのに、これだけの数が少ないということについては、やはり相当これは問題があるのじゃないかというふうに私たちは思ひます。そこでいまお聞きするのは、たとえば非常に教職員、養護教員、事務職員の数が法律以上の数を持つていたために、他のほうで持つていけるから養護教員の数が非常に少ないという場合には、まだそこにも考えようはあるけれども、そうでなくて標準法の定数の数よ

りも少ないのかかわらず、なおかつしかも予算措置をしていない養護教員の数よりも少ないというようになっているところ、やはりその県の努力が非常に不足をしておるというように、端的に言えると思うのです。そこで私が聞きしたものは、学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の中で、学級編制については市町村のきめたものを都道府県の教育委員会が認可をしていくという形をとっているわけです。ところが教職員の定数については、都道府県の置いておるものについて、まあこれはただ文部省が都道府県の数をきめていくわけなのです。しかも学級編制については認可事項になっていくわけですから、そこで、これは教職員の定数についても前進した法律措置があつてもいいのじゃないかという気持ちで自分分は持っているわけなんです。そこでいまこの法律の第一条に「(報告及び指導又は助言)」という条文があるわけなんです。これに基づいて文部省が指導助言をなさなければいけない。学級の編制はある程度市町村の教育委員会に責任があつて、それを県の教育委員会にまかしているという形だけれども、教職員の定数については文部省自体がきめてそれを都道府県教育委員会がやっておるわけだから、したがって、文部省のそのタッチのしかたというものは、教職員の定数については学級編制基準以上にタッチしてもいいという考え方がまあ法律的には成り立つと思ふのです。そこで、こういう点について一体どういう指導とか助言とか、そういう措置がなされていくのか、こういう点についてひとつお話を聞かしていただくと一緒に、こういう法律的問題についてどういふふうにか考へておられるのか、ここに書いてあります書き方もだいたい通っているわけなんです。この教職員の数については、「各都道府県ごとの、公立の小学校に置くべき教職員の総数は、次の各号に定めるところにより算定した数の合計数を標準として定めるものとする」というようなはつきりした言い方がしてあるが、片方は、都道府県教育委員会が定めた基準に従い、当該学校を設置する地方

公共団体の教育委員会が学級編制を行なうと書いてあるから、法律的にはよほどこの教職員定数について相当重味を持つていっているというふうにわれわれは思ふのですが、これについてどういふ法律上の解釈の問題で、具体的にそれをどういふふうに行なうに移しているのか、この点をひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(齋藤正君) ただいま御指摘でございます。したように、文部省といたしましては都道府県ごとの教職員定数というものを定め、それにつきましては国庫負担もありませんし、それからそれに伴う交付税上の措置もいたすわけでございます。これは文部省というよりは法律自体において標準を定めて、その標準があつて都道府県は標準を法律によって、あるいはそれに付随いたします政令によってきめたものをもちまして、目安として都道府県が標準をきめるわけでございます。それから、理論的にはその標準と前後して都道府県が標準をきめるというところに相ならうかと思ひます。ただ、今度は具体的に市町村の配置、あるいはさらに末端の学校までの教職員の定数の配置となりますと、これは府県にいろいろな考え方も起ころうかと思ひます。いろいろな基準のきめ方は、先般来お話のありましたように、たとえば青少年問題等についていろいろ問題の多い産地地域についてプラスアルファの基準をきめるところもございまして、あるいは同和地区に対してさらに政府の指導等も考へてプラスアルファの基準をきめるというふうなこともございまして、これは都道府県内の事情によりましてきめて差しつかえないといふより、それこそ府県の教育行政として判断をしてやつていくべき事柄だらうと思ひます。そこで文部省としては、そういう形でもあるにもかかわらず、個々の学校、あるいはその職種間にあつて不均衡が起つておるという事態についてどういふように指導、助言をするかということでございますが、これはすでに法律なり政令なりにおきまして、先ほど申しましたように、新標準法にお

きましては職種の彼此流用というものを許しておきますと、調和のとれた職員構成になりにくいという実態にかんがみまして、ある意味では不便もございするけれども、職種間の仕切りというものをするようになつたわけでございます。その趣旨から、できますならば全部の職種について、その標準法の定めるところによつてバランスをとつて充足していくということが一番いいわけでございます。ただ、先ほど申しましたように、事務職員と養護教諭との間の問題はいろいろ過去の経緯がございまして、府県ごとに事情が異なつておると思ひます。でございしますから、現段階にあらうと思ひます。でございしますから、現行の四十三年度の計画完成の時期までには府県も努力をいたしまして、事務職員にいたしましては養護教諭にいたしましては、標準法の定めるところによつてバランスをとつて配置していただけたらと思ひます。またそのように指導してまいりたい、かように考へておるわけでございます。

○松永忠二君 私の言つておけるのは、そのアンパランスが発足当時あつたというところについては認めるとしても、いまや相当な期間をとつては認めておる状況です。そして、しかも法律には教職員の定数について何か地方が基準をきめるなんというところはひとつにも書いていないわけですね。法律には都道府県というものは、「算定した数の合計数を標準として定めるものとする。この場合においては、政令で定めるところにより算定した数を標準として、当該教職員の職の種類ごとの総数を定めなければならない。」、どこにも非常に下回つたものをつくつていいなんというふうなことはないわけですね。だから、むしろ学級編制については認可事項ではあるけれども、「基準に従い」ということがあつて、ある程度そこに弾力性があるという解釈が法律では成り立つわけですね、数については、そういう都道府県が法律に基づいて何か基準をつくつて暫定的にやつてもいいというふうな弾力性というものを認めるような

語句というのはどこにもないわけですが、法律の中には、施行令なんかにもそんなものはないわけですね。だから、私はそういうことについて、この発足当時の事情はわかりますけれども、いまやもう二、三年で完成しやうというときに、標準法の数からはなはだしく少なく養護教員なり事務職員なりを置いているところについては、これはやはり法律を守つていこうとてまえから言つて、よほどの強力な指導があつてしかるべきものではないか。学級編制の基準のほうが大切なものであつて、教職員の定数の基準のほうがそれよりも軽いものだといふふうにお考へになつておられるのかどうか。法律的にそれでいいのだという考へ方を持つておられるのか、同等なものなのか、あるいはそこに差異があるのか、この三つのどれなのか。ひとつ学級編制と定数について、定数のほうが少しいふゆる法律的には守らなくてもいいの、あるいは同等なものか、学級編制の基準のほうがこれは守るべきものであるのか、そういう三つのうちのどれなのですか。学級編制と定数の関係、これをひとつお聞かせください。

○政府委員(齋藤正君) 教員定数の点は、まあこの府県ごとの教員数というのについて、やはり財政的に保障してやるという考へ方が私は非常に強いと思ひます。これを半分は義務教育費国庫負担金において、そしてその金額の半分は直接交付税の積算基礎等を用いて保障してやるということが強いと思ふのでございまして、交付税を受ける団体によりまして、それはその標準法の定めるところによつて、まあその府県の努力によつて多く置くというところは別に、否定をしていないのであります。これは府県の考へ方でありまして、ですから、それはきまつておるのとおりでなければならぬといふよりは、むしろその点までは財政的に保障してやるという考へ方であらうと私は思ふのであります。

それから学級規模の点、学級編制という問題は、これはまあ標準法というもののほかに、もう一つは、先般来御質問のありました学校教育法自体に

基づくところの付属の命令によって、国公・私立を通じて学級規模を妥当なものにきめるということがございます。公立学校につきましては学級規模制という問題は二つの見方がある。一つは、義務制におきましては教職員の標準をはじく基礎として学級規模を、学級編制というものをどるするかという観点で非常に強くきめておかなければならないという面が一面でございます。それから、そういう財政問題を離れにしても、教育上過度のすし詰め等が行なわれるといけないので、それを標準をきめるということを法律はいたしております。二つの機能を学級編制については果たしておる、こゝういふふうに考えております。

○松永忠三君 ややこしい話ですが、あなたの御答弁だと、それぞれその違った性格を持っているということだと思ふのです。学級編制基準であつたからと言って、これ以下の数でもつてきめることが悪いというわけではないのであつて、これは非常にやういふことをやればけっこうなことなのです。学校の先生の定数だつてこれ以上にやればけっこうなことだといふことであつて、そういう点では別に差はないと私は思ふのです。で、あなたの言われたことはそれぞれに性格が違つてゐるというお話しなんですけれども、それぞれに性格が違つてゐるというものであるならば、学級編制基準については相當きびしくやつてもゐるのだから、この標準定数の問題についてははたして文部省が考え方を強めて指導されていくことが必要なことではないのか。特に私はさつき申しましたように、法律的に見てもこれは各都道府県が自由にその基準をきめてしまふといふことはできない。各都道府県ごとの教職員の定数といふものは、もう法律によつてある程度定められておるといふこと、それが現実にくらうふうに特に私は教員と事務職員などにその傾向は非常に強く出ていると思うので、これについてもつとに確かな第十一条に基づく指導と助言というのがなされてゐないのじゃないか。まあ余分な話ですけ

れども、**学習指導要領の基準**なんということになる、これはたいへんな考え方をもちておやりになつてゐるわけです。だから、もつとこういう定数なんかについても、これは法律にきめられてゐるのであつて、これ以下になるということは非常に妥当でないのだ。なるべく早い時期にこれにきめるべきだというよりなほつきりした指導がなされてしかるべきだと思ふのですけれども、**第十一條に基づく法律の指導と助言**をなされたことがあるのですか、これをひとつ具体的に聞かせをいただきます。

○政府委員（齋藤正吾） この点は毎年度、予算がきまりますと、担当の課長をさつそく集めまして、文部省としてはどういう形で編制をしたかということとを数字をあげて言いわけでございますから、この法律のたてまえ、それから予算のとつた措置というものは十分にわかるわけでございます。なお、それに加えて、さらにアンパランスがあつたならば、もう少し強い助言を加えるべきだという御指摘でございますので、この点については今後十分に考えてまいりたいと思います。

○松永忠二君　まあこれはまた時間が長くなりま
すが、ここに一つ資料がありまして、たとえば静
岡県について言うと、法律にきめてある数が小学
校で言うところと三百三でありまして、まだ不足している
数が百五十四という数で、われわれの感じとして
は、これがこの時期、この年度までに、本法を適
用するまでにこれが充足ができないのじゃないか
という感じを持ってゐる。そういう感じを持つ県
が非常にたくさんあるわけです。これについて
いま出ている法律案のように、養成について非常
な御努力をいただくと一緒に、やはりそういう指
導が強力になされることによって、養成もまたま
す必要となってくるわけなのであって、この点の
指導についてもっとやはり強力なものが要だ。
あなたの見通しとしては、この形でずっと進んで
いけば、本法が施行されるころまでには大体養護
教員の数は標準法にきめられた数に満ちてくる
という、そういう見通しを持っておられるのかど

か、この点はいかがですか。

○政府委員（齋藤正君） 先般も未充足の点につきましてはいろいろ御質問がありました。三十九年から五十年で五千二百人のごいしましたか、充足計画を養護教員について立て、そうして三十九年、四十年の二千年の傾向を見ますと、私どもが予算で盛りました計画が思いどおりに進行していかなくて、未充足の状況があるという実情でございます。それですから、五十年計画の過去二年の歩み方を見ますと、これは適格者の不足あるいは養成問題等いろいろありまして、充足がおくれて

おるといふ傾向にあらうと思います。この点につきましては、養成の問題をつとめて努力していただくとともに、できるだけ標準法の定めるところに従つて充足できるように今後努力してまいりたいと思います。

○松永忠二君　あなたのおっしゃるように、ここ一二年は非常にそういう傾向があると云うけれども、ある意味でいへば、不景氣になっているから幾ぶんそういうことが出てきたという見方も成り立つわけなんですから、募集定員に満ちてきたという

ことにについて、あるいは大学の急増期になってきて進学が非常にむずかしくなったからそこに入り込んできたという、そういうことであって、何か非常にこれが理解をされて、必要性をもって計画的に増加をされてきたというふうには、私たちはそういう要素も多分にあるということを考えているわけですよ。したがって、それだからすぐいま都道府県知事がこういうふうな方向に行くだろうということも甘い観測じゃないか。しかも愛知県のごときは、こんな数を持たないでも十分にあれだけの財政力を持っている県だと私たちは思うのです。その県がこんな怠慢なことをやっているということについて、そのままに認めて置くということでは、せっかくつくった標準法というものの実施について法律の値打ちが私はなくなくなると思うのです。しかも法律には、さっき申し上げたとおりに、定数については相当はつきりした文章をもって表現をしているわけなんで、だから、もう

あなたが言われたように、当初は養護教員が少ない、一般の教員が少ないから、養護教員や事務職員のプールということがあった。そのワクを切ったということは一つの進歩だけれども、そこでもう一步出てきて、これについての充足について格段の措置をすべきである。私は個人的な見解では、認可事項にしたつていいじゃないか。とにかく非常に低い数をもつてきめようとするというならば、事前に文部省の認可を必要とするというようなことは、ちょうど定数法で、県教委の認可を必要とするならば都道府県に対するものを与えている。

文部省が認可を必要とするということをこれはやつたつていいんじゃないか、行政措置としてもそれくらいのことには法律にきめないでもできる問題ではないか。一応認可ということばを使うかどうかは別として、とにかく事前に標準法以下でやっていく場合には、ちゃんと文部省に届け出せよ、届け出たものについて、文部省としてはなお努力が必要だということをも具体的に指摘をするというような措置なども行なわれてもいいんじゃないか、そういうことをやらないと、養護教員とか事務職員というものの充実はない。それは前々から話の出ている、単に養護教員ということじゃなくて、学校の正常な運営というものををはかる正しい教育の推進という意味で標準法がきめられている以上、それをするのが結果的には教育を正常に運営していくことになるという、こういう信念の上に立つて、これはやはり行政措置としてまずもう一段強めてもいいんじゃないかと考えているが、これについて、文部大臣もいま聞かれておつたわけですが、大臣の御見解をひとつお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(中村梅吉君) 確かにお説のとおり、行政指導の努力が非常に必要かと思ひます。御承知のとおり、先ほど来、齋藤局長から御説明申し上げておりましたように、以前は校長、教諭、養護教諭、事務職員、これはブルー化されておりましたのですから、果によつて感覚が違つて、養護教諭の重要性を非常に認識しておつたところは八〇％

も、九〇%までも充足していた。ところが、そういうことに関心の薄いところは、養護教諭はまあ少なくともいいというふうなことで一〇%か一五%しかやらないで、事務職員とか一般教諭を充実してしまつた、こういうことで、その結果、全国的に見れば非常なアンバランスになつておるようでありました。そこで、三十九年から仕切りを、周仕切りをつけてまいりましたから、これ自体相当の効果があるとも期待をしておるわけですが、三十九年から新しく周仕切りをつくりましたので、いままでは養護教諭を無視したというか、軽視をして非常に少しか置かない、それで事務職員を充実した、あるいは一般教諭を充実したというところは、今度は現状の周仕切りから見れば養護教諭については国庫補助のワクがあるにかかわらず、それはもらわないでおる、それから一方、事務職員とか一般教諭については、よけいがかえ込んでおつて、一定のワクよりも自己負担が非常にふえておる、こういう状況になつておるのじゃないかと思うのです。したがつて、この状態ですつとくことは、その県自体も非常に不経済であり、国庫補助をもらへるべきものをももらわないで、それから持ち出さなさいといふところを持ち出しておる、こういうふうなことでございしますから、県自体も努力をすと思つておる。それとまた人材発掘につきましても、神奈川県のように九〇%も養護教諭を充足しておる、こんなには人がいないはずですが、やっぱり県内で努力すれば、そういう経験者なり有識者というものは県内に相当あるのかかわらず、その人材発掘に努力したところはそれだけの充足をしておる、その努力をしないで関心の薄かつたところはたいした養護教諭を置いていない、こういうふうなことでございします。これらはまあ三十九年に新しく周仕切りの制度をつくりましてまだ早々でございしますから徹底をいたしません、まあこれ自体、相当にいま御指摘のようなアンバランスを是正して正常な配置状態を生んでいく大きな基礎になつておると思ひますが、さら

に行政指導として、大体、制度上目標にしておる目標はそれぞれ達成されるように、各県の教育委員会に対して、文部省としては行政努力をすべきものである、こう私も思ひますから、事務当局を奮勵しましてそういう行政指導については努力をさせたいと思ひます。いづれにしましても、わざわざするのじゃなく、各関係官を呼びまして、予算の確定後に念入りな会議をやつておられますから、この会議を通してそういう指示の徹底を期するように努力をするようにいたしたいと思ひます。

○松永忠二君 ひとつ大臣の答弁のうちにやつていたのと一緒に、来年度またこういうふうな定員の配置と実員の配置の状況を見せていただいて、その指導が充実して行なわれたというふうな成果のあがるように、ひとつ私たちも希望をして質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(二木謙吾君) 午前中の委員会はこの程度とし、午後一時五十分から再開いたします。この間、暫時休憩いたします。

午後二時二分開会

○委員長(二木謙吾君) これより文教委員会を再開いたします。

公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

前回に引き続き、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願ひます。なお、政府側より齋藤初中局長が出席しております。

○松永忠二君 高等学校の定数について設置基準といふものがある、この設置基準と標準法の関係といふのはどういふふうな関係になるのか、これをひとつ見解をお聞かせしたいわけですが。

○政府委員(齋藤正君) 高等学校設置基準は、学校教育法に基づきまして文部省令で定められておるものでございしますが、この中にいわゆる高校標準法と同じ事項の事項が規定されております部

分もございします。たとえば、学級規模等につきましては、高等学校設置基準の第七條、経過規定としての第二十九條等がございします。定数法につきましても、学級の標準を示しております。この省令は、国公私立を通ずる一種の準則を示したものでございします。ここで相異なつた数字があらわれておきますけれども、一面、標準法は現在の時点にかんがみまして、公立高等学校のまゝ財政的な観点から、これを設置者である都道府県ないし市町村に保障をするというふうな趣旨が背後にございまして、御承知のうちに現実的な意味で、たとえば学級数を標準を五十人と定めてあるというふうな措置をとつてあるわけがございします。したがらうございまして、高等学校設置基準がこのようなことをつけられておられますのは、教育上の要請ということを考えますならば、考え方としては設置基準といふものがもとにある、こういうふうには私は了解しているわけがございします。

○松永忠二君 設置基準の甲号によると、一学級の生徒は四十人、乙号が五十人ということになつております。法律上は経過的に五十名にしているという法律になつております。これはもうすでに御質問があつたと思ひますが、小中学校は四十五人ということにしたいといふことで法律がすでに制定をされておる。これに比べると高等学校の標準定数といふのは、少しさういふ点では基準が低いのではないかと気が持ちを強く持つておるわけですが。この標準法ができたときに、やはり学校設置法をそのまゝにしてあるということ、ある意味では省令といふものを目ざして進んでいきたいといふようなことを考えているためであらうと思ひますが、小中学校四十五人、高等学校が普通学級五十人といふこの数については、今後やはり改めていく必要があるのじゃないかといふことを考えるわけですが、この点は、設置基準と法律の関係ですけれども、さういふ考えについてはどういふ考え方を持っておられるのか。一番問題な点は、やはり学級の編制の基準が

高すぎはせぬかという、こういうことなんです、どうですか。

○政府委員(齋藤正君) 現行法に定められております定数の標準が、教育上これをもちつて満足すべきものではないといふふうには私も考えております。将来の課題としてこのことは検討してまいりたいと思ひます。ただ、この前も申し上げましたが、さういふ要素と、それから高等学校自体の教育に着目いたします場合に、学級規模といふことを中心にしてものごとを考へるか、あるいは学級規模といふものは一つの要素で、むしろ教職員の構成の厚みといふふうな相乗的に考へるのがいいのか、この辺が将来の検討問題だらうと思ひます。おそろく現行法ができた際には、この法律はそもそもの立て方といつたしましては義務制の標準法と違ひまして学級数といふものを根拠に置かない立て方をし、第九條はあくまで普通の教職員の定数をはかる際の通常の標準である教師と生徒との比率という觀念で九條は組織されております。そのほかに、この標準法が別にその学級規模につきまして置きましたゆゑは、あるいは当時の状況といたしまして、非常な急増期を迎へる、しかも非常に最低のところから最高のベビーブームを迎へるという時期でございします。この教員定数の財政保障という観点だけではなくて、おそろく配置しておけばすし詰めということが起こるんじゃないか。これは定数だけの問題ではございしません、教室にも関係いたしますから、さういたしまして、當時といたしましては過度のすし詰めということ、公立学校において抑制する必要があるという観点に立ちまして、この教職員定数の比率によるはじき方といふほかに、独立の条項をいたしまして、学級規模自体についても標準を法律をもつて定めたいといふことは、さういふ事情もあらうかと推測いたすわけがございします。いづれにいたしまして、この点につきましては将来私どもとしては検討してまいりたい、さういふふうには考へております。

○松永忠二君 単に学級の編制の基準だけの問題

ではなくして、高等学校については特に教員の厚みというか、そういうものに問題もある、こういうことについてはお話のとおりだと思います。この基準というものは、そういうことも考えて、両方から基準がきめられている、そしてまた校舎等につきましても相当な基準を定めているわけですね。そういうたまたまからいえば、私は両者をやはり並行するといふか、そういう意味で進めていくべきものであつて、その片方の基準よりも片方が問題だといふことではないといふふうに思ふんです。そういうことはこの基準にももう明確に両者が出ているし、高等学校の一般現場の人が特にそういう点の両方の要望が強いといふことは承知されていることだと思ふ。まあお許のように急増期に備えるといふ一つの目的が標準法にあつたと思ふんです。またその目的を達したと思ふのですけれど、やはりなお一歩前進をする必要があるといふことをひとつとくとお考えいただいて、順次ひとつ計画的に進めていっていただきたいと思ふわけですね。

そこで、私は特に高等学校の標準定数法の中に、盲聾養護学校の高等部の定数というものがきめられていないといふことについて、やはりこれは何らかの形で今後整備をしていかなければいけない性質のものだと私は考えるわけですね。そういう意味でお尋ねをするわけですね、現在の盲聾養護の高等部の定員の基準というものはどこをもとにしてやられているのか、これはいかがでございますか。

○政府委員(齋藤正君) 盲聾養護学校の高等部の教職員定数は、いま御指摘がございましたように、養護を除きましては法制上特に定めがなくて、もっぱら交付税上実態どういふ歳出によつてやるかといふことにかかつてあるわけでございます。この点につきましましては、なるほど義務制の中学部、小学部につきましましては法の定数の中に載せてあつて、高等部はなぜ載せてないかといふことがあるわけでございますが、これは一つには盲聾学校の高等部発足につきましましては、なるほど学制切りかえ

のときから存在しておつたものではございますけれども、その内容がかなり流動的に、逐年いろいろな政策を立てて学科等の試験的な一種の改革をし、組織をしていくといふような状況にございまして、実は本年になりましてようやく盲聾学校につきましまして、従来の学科よりさらに多様化した職業教育を加えるといふ措置をとり、またその方向を伸ばそうとして、本年度は新たに予算も計上したような次第であります。また、これに並びます養護学校につきましましては、御承知のように高等部の設置といふものもまだ努力中でございます。そういう状況で、必ずしも直ちに法律その他によつて制度をきめてしまふといふことが、はたしてこれらの高等部の充実のためにいいかどうかといふような考慮もあつたのではないかと思ふますが、しかし、だんだんこういふ施策で年々内容の充実をはかり、また一種のタイプといふものも固定化するようになれば、当然に法制的な措置を講じて、義務制の小学部、中学部同様の体系に持つて行かなければならないといふ点は私も承知しておりますので、今後の課題として検討してまいりたいと思ひます。そこで、現在は交付税制度におきましては高校標準法の定数の算式に準じております。しかし、準じて申しまして、これは非常に手のかかるものでございますから、たとえば全日制の普通課程におきまして二十人に一人の教員といふところを、そのままにするわけにはまいりませんから、それに、さらに十五分の五十をかけるといふことでございます。その意味は、普通の学校であれば五十人の規模の学級であるけれども、それは十五人の学級にするといふ考え方でいたしております。その結果、高等部のこの盲聾等の教員は六人弱に一人といふ率に教職員の配当がなつておるわけでございます。

○松永忠二君 そういふふうな措置をとつてきた経過といふのは一応わかるわけですね。しかし、それとすると、いま盲聾に対する定員の配置といふものについては、結局、学校教育法の施行規則の中の第七十三条の六の学級の編制基準というものを

もとにして、それに標準法の計算を加味してやつていふといふその法的な根拠といふものは、そこだけにしかないと思ふのですが、いかがですか。

○政府委員(齋藤正君) お話のとおりでございます。まあ法的な根拠と申しますのは、交付税で、そういう交付税の基準財政需要額を算定すべき場合の標準団体における教職員の定数といふものを、いま申しました学校教育法の関係の省令に基づいて学級規模といふ規定と、それから標準法に定められております一般の高等学校の教職員をばじくたの算式といふものを両方合せて、そしてそれを標準団体における財政需要額に換算をするといふことをとつておるわけでございますから、これは法制的な措置といふか、他に法律があつて、それをそのまま交付税の積算に用いるといふことはなくて、交付税の積算基礎として、いまありますような規定を借りながら計算をしていふといふのが実際でございます。

○松永忠二君 そうなると、まあ盲聾のごときはもう義務設置になつていふし、法律的な根拠を持つていふわけですね。そういう法律的に明確になつていふようなふうな状況になつていふのは、やはり法律的な根拠を与えて教を積算していくといふことは私は必要だと思ふのです。これはやはりいままではそういうふうな状況になつていふたのもしれません。盲聾あたりはもう六〇%以上の就学率を持つていふわけですから、これはやはり早い時期に法律的な根拠を明らかにしていく必要があるといふふうに私は考えるのですが、この点はいかがですか。

○政府委員(齋藤正君) お話のように将来そういうふうにあるべきだと思ひます。ただ私が申し上げますのは、定数はほじきます場合に、たとえば学科の構成とか、そういうものの標準的なものが確立いたしません時期にやりますと、あるいはむしろ不十分手当といふことも起こりかねない。その意味で私も現在の特殊教育の実態から見て、高等部における教育、その実質的教育といふものが、この特殊な児童生徒に、やはり世の中

に立つ道を与えるといふ意味で非常に重要視して現在進行中でございます。これも本年になりまして、ようやく学科の基準といふものも盲聾それぞれについて第一歩を踏み出したのでございまして、そういうこととあわせて、いま御指摘のような点については検討してまいりたい。将来、盲聾の高等部だけが基準といふものが法制的な根拠がなくてもいいといふふうには毛頭考えておらないのであります。

○松永忠二君 その場合に、小中学校、高等学校、学校教育法に見出しとして出ている大学、そういうふうな一つの標準定数を考えていくように、特殊教育については特殊教育としての標準法といふようなものをまとめていくといふような、そういうふうな考え方も一つあると思ふのです。いまの定数の、盲聾に対する高等部の定員配置といふのは、学級の編制基準については法律事項を守つていふ。しかし、あとは高等学校の工業とか、あるいは実業科の科目の配当定員に見合うように定員をしていふので、そういう意味からいへば、その配当定員はもとよりあなたのおっしゃるような考慮を払つていくべき筋合いのもので、あなたのおっしゃつたようなことが考えられていくといふことになれば、もつとやはり配当定員といふものは多くなつてもいいのじゃないかという気持ちを持つていふ。工業学校、実業学校並みの基準はない。学校の定員については法律できめたものをもとにしていただけだと思ふのです。こういう点は、お話のようにそういう点が明確になつてきている段階では、できるだけ早い時期にやはり法律的な根拠を与えるといふことが必要だと思ふのです。特にそういう点について一貫して特殊教育といふものについての定数といふものなり、あるいは編制基準を明確にして、この教育の振興をはかるといふような点については一つのそういう考え方があつていふのですが、これについては初中局長はどういふふうな考え方を持つておられますか。

○政府委員(齋藤正君) 定数につきましまして法的な

根拠を持つ小中学校、それから持たない幼稚園、高等部というものがござります。私どもとしては、もちろんその設置の根拠いかんにかかわらず、現在でも幼稚園につきましても高等部につきましても特殊教育の実態という面から最大限の努力をしておるわけでありまして、しかし、だんだん特殊教育というものが全国的に配置をされ、しかも内容もだんだん定量化してくるという時期になってまいりますれば、お話のようにできるだけ法制的な整備をすべきものだと考えております。

○松永忠二君 一貫してつくるといふことについて……

○政府委員(齋藤正君) この点は、定数法と申しますのは公立の学校、しかも大部分は高等学校で申しますならば府県立のものというものを対象としておりまして、定数の関係につきましても都道府県単位で物事を考えるわけでござりますから、別の系列で特殊教育だけを切って定数管理が行なわれることがいのかどうか、法律の立て方としてはいろいろ検討すべき問題があるかと思ひます。御質疑の点が、どちらが実態に即し、どちらが有利かという点とをあわせて検討してまいりたい。

○松永忠二君 この点は、いさぐどこうということとやありませんが、盲聾特殊教育については幼稚園、小学校部、中等部、それから高等部というふうなことで、やはりや一般の中小とは違う性格もある。しかも学校教育法にも明らかに区分けをしたものをつくっているわけで、この点は義務教育の定数、それから高等学校、大学等、個々にやはり一つの基準を持ってやっているわけなんです、特殊教育について学校教育法に基づく一つの基準を定めていくということは、私は一貫性を持つ意味ではそれほど無理な主張ではないというふうに思ふ。しかも、そういうことをやることによつて特殊教育そのものの振興というものは非常に大きく前進をする面もあるので、この点はやはり検討を要するものだと思う。

最後に、この点についてはできるだけ早くひとつ

盲聾の高等部の定員の基準を法律化してもらいたい。そういうことの必要というものはいまの法律から見て非常にあるといふふうなことをぜひともお考えいただきたいと思ふのですが、そこで、もう少し問題を変えまして、高等学校の生徒数というものは非常に減少してきているけれども、同時に高等学校の進学率というものが非常に高くなつてきているといふふうには思ふのです。いま高校の進学率でもつて八〇%をこえているもの、八〇%台のもの、あるいは七〇%台のもの、こういう県が一体どのくらいあるのか、この点をひとつお示しを願いたいと思ふのです。

○政府委員(齋藤正君) 四十年度の数字で申し上げますと、これが全国平均七二・三%の進学率でござりますが、これが東北地方並びに九州の相当の部分が五〇%台というところがござります。東京が九八%という数字が出ております。しかし、この東京の数字というものはかなり吟味してみなければなりません。九八%のかどうかという点が、実は要するに中学校の人数を押さえて、高等学校の人数を押さえた場合に、それを比率でとることといふかどうか。しかし、いづれにしても九〇%はこえておるといふふうに私は判断しております。それからあと八〇%をこえておりますところは、山梨県が一・四%、それから京都が八五%、大阪が八五%、奈良が八〇%、それから岡山が八〇%、広島が八六%というところが八〇%以上の数字でござります。一番低いと思はれますのが青森県の五五・二%というところが一番低い数字でござります。

○松永忠二君 平均七二・三%で、高いところは九〇%を突破し、八〇%台のところも相当ある、そういうお話ですね。それでも一つは、志望者と進学者の比率といふのはどういふふうな全国的にはなつておりますか。

○政府委員(齋藤正君) これは全体の志願者と、それから入った者を全国でならしてみますれば、九六・七%は入学率といふことになっております。

○松永忠二君 この九六・七%というのは、進学にあつて中学校の就職指導といふことで一応落として、そして志望者が出てくるというところから、私はもう少し少しいわゆる現実に高校を志望している者と進学者との間に差が出てくるというふうには思ふわけですが、いづれにしても全国平均が七二%をこえているといふことは、高等学校の問題についていろいろ検討する場合に、十分に考へておかなければいけない問題と思ふわけです。そこでこの前は、文部省として特に高校の入試の問題について何らかの積極的な措置をとるべきだといふことを申したわけですが、その後、初中学でも中心になつて、高校入試の問題について一つの有識者を集めての会合といふものを計画をされて、すでに入選発表されたようでございます。そこで、一体これをどういふ形でまとめていくつもりなのか、文部省でできたもの、あるいは地方の教育委員会がすでにその審議会をつくつたもの、あるいは教育長協議会がつくるもの、あるいはまた一般の教組だとか、そういう関係のものも具体的な案をつくつて努力をしていふと思ふのですが、とにかくこういふ問題についてどういふ形で集約をしていくつもりなのか、この一つの考え方といふものを、これは文部大臣、すでに一応の考え方を持っておられると思うので、大臣に、どういふ一方法の処理のしかたを考へておられるのか、お聞きをしたいわけなんです。

○政府委員(齋藤正君) すでに高等学校選抜方法に關します調査に協力する方々を依頼いたしましたし、懇談会を第一回発足いたしましたし、教育大学の三輪学長を座長といたしまして懇談会をいたしました。私も文部省が考えます場合には、全国的にどういふ角度で指導すべきかという観点で私どもは作業をやります。すでに新聞で御承知のように、東京都におきましてすでに一種の審議会を発足させる用意をして入選中として承っております。各地でも同じような問題があると思ひます。これは入学試験、入学選抜の方法につきましては

それは非常に抜本的なこと、たとえば全国一律にある種の試験をやつていふとかいふようなことでない限り、府県の判断によつていろいろの形がとり得る余地がありますし、またそれでいいことでもあります。ただ共通して問題になる点、たとえば三十八年度に高校に対して通牒を出しまして、その通牒の内容というものは、どの部分を一体共通的に指導し、どの部分を地方の委員会なりで考へめになるかといふような点をふり分けつてみる必要もござります。でござりますから、私どもとしてはこの協議会がかなり基本的なもので、それから当面実施すべきもの、いろいろの角度のものを議論していただきまして、この問題は非常にむずかしい問題でありますから、すべてのことを来年から右のものが左にいったら物事が解決するといふようなものではござりません。当面解決すべきもの、あるいはいふふをこらすべきものはござります、それからもう一つは、将来にわたつてどういふ角度で検討すべきかといふようなことも、私はこの協議会で検討していただきたいと思ひます。特に私はこの会議に出席いたしまして、各位に要望いたしましたところは、単なる結論ではなくて、これをどういふ見地に立つてその方法がよいといふ、その議論のプロセスといふものも非常に重要であるから、それもやはり私どもとしては十分に承つておきたいといふことを申しております。そういう意味で、次回は各人が、とにかく短時間でできるにしろ、できないにしろ、どういふ方法があるかという具体案を一応全部に出していただき、それを素材にしてこの議論をしていこう、そしてできずなれば、六月くらいにその審議会の意見をまとめたいただきたい、これを地方に示しながら、今度は自分たちの府県の段階におきまして、四十一年度の選抜方法に改善を加えるべき具体策といふものを検討できるのではないかと、いふふうに考へておつて、鋭意そのための作業をいたしております。なお、その間に教育長等の会議等のいろいろ意見があります。これもその材料とし

的にいえば、いわゆる中学区制ということに相なりうかと思ひます。

○松永忠二君 現実には一体どういふ方向へ向かっているんですか、学区制について。

○政府委員(齋藤正君) 全日制の課程の普通科における通学区を定めたものを見ますと、小学区のみが二道府、ただし現在は京都一府だけでございす。それから中学区制のみが六県、それから大学区制のみが十県、それから小学区と中学区の併置が十県、小学区と大学区の併置が一県、中学区と大学区の併置が十四都府県、小学区と中学区と大学区の併置が三県ということになっております。近年の傾向として見ますと、小学区が減少し、中学区、大学区が若干ずつふえておるといふ実情でございます。

○松永忠二君 小学区については、完全に小学区をやっているのは北海道と京都だけで、北海道も実はもう大学区に移る、小学区のものもが大学区に移るわけで、つまり中学区といふのが適当であるといふふうなことを指導されていても、現実には大学区に移る、小学区が大学区になってくるといふ傾向が非常に強いわけなんです。だから、結果的に言つて、学校の通学区が非常に拡大されてきて、そうして一つの学校に集中的に志望者が増大をしていくという結果になってきているわけなんです。そういうふうな点を考えてみると、学区制といふ問題をやはりいまの入試の改善の問題、あるいは補習教育の準備廃止という問題とからみて、学区制の問題をやはり明確に、いまある学区制についてそれを指導していく態度を堅持していく必要があるんじゃないか。しかし、現実にはもうどここの教育委員会も実際は準備教育なり入試問題を検討しながら、片方ではほとんど大学区制といふものに移ろうとしていて、もう傾向がなくなはない。これでは、口でそういうことを言っているところ、現実の面でそれと逆な方向を示しているという点が強く指摘をされるわけなんです。こういう点についてやはりこの際改めて、学区制の問題などについてもこれと逆な方向にいくとい

うようなことについて、やはり適切な考え方を指導をしていくべきじゃないかと思うのですが、この点は局長はどう考えますか。

○政府委員(齋藤正君) 今回の私もお願いしました入試方法の調査研究会におきましても、昭和三十八年八月二十三日の通牒といふものをどう考えるか、改善すべき点は改善をするといふことが、やはり一つの目標にならうかと思ひます。全国の指導という観点では、その意味におきまして、いまここに盛られておりますいわゆる学区制の問題、それから現在の趨勢との関連、それと過度の入学試験準備との関係、そういうふうなものも十分に議論をしていただくつもりでございまして、それに盛り込まれております指導通達についてさらに改善を要する点があれば、それによって措置をいたしたいと思ひます。この学区制の問題といふものはなかなか理論だけでいかないのであります。小学校自体においても、やもすればいろいろな脱法的な行為が行なわれるという事態もあつて、この学区制といふものはかなり現実に即してきめ、しかも教育的に見て適当な範囲であるといふことが必要でございすので、その点で各府県とも非常に検討されておると思ひますが、いづれにいたしましても、この通牒にありまます考え方自体も、今回の調査会におきまして十分検討してもらつて、その結論によつて適切な措置をいたしたい、こういうふうな考えでおるわけでありま

す。

○松永忠二君 そうすると、大学区制といふものと、いま問題になつてゐる準備教育とか、入試の問題等考え合せて、大学区制が適当だといふようにな、そういう考え方を持っておられますか。

○政府委員(齋藤正君) 自身は、従来、文部省が堅持しておりました中学区制が適当であるといふことを、私自身は感じております。ただ、この点につきましても、現実の入学試験の趨勢とかからみ合ひで、議論は十分にさせていただきたいと思ひますが、いま私の考えを問われますならば、私は中学区制が適当であらうといふふうに考えま

す。ただ、じゃ現在、学校を広げるだけの検討が主であるかといふと、各府県の実情必ずしもそうではございせん。東京都におきましても、すでに今回に至らない前にも学区制の再検討といふものも始め、それは大学区制に延ばすといふようなことではなくて、現在の区切りといふものをもう少し細分化できるかどうかといふ点が、検討の中心の課題のように承知いたしております。

○松永忠二君 そうすると、すでに方針として中学区制といふことは使わなくても、中学区制の方針である。局長の考え方からいってもそういう考えであるとするれば、この際、学区を大学区にしていくといふようなことについては、やはりもう少し時期を待つべきじゃないか、そういうことについてすでに検討を始めておるし、この問題はすでに文部省としても一つの方針がきまつておるのだから、これについては、直ちにそういう方向へ持つていくといふことについては、しばらく検討を要するのじゃないかといふ、こういう指導がなされてもいんじやないかと思ひます。そうしないと、逆な現象を片方ではやりながら、片方で検討し、いま、問題を離かめていこうといふ方向と違つた方向になつてくると思ひます。こういう指導といふものは文部省として行なつていくべきではないか。しばらく、学区制変更については検討の時期を待つべきではないかといふふうに考えるのですが、この点はどうですか。

○政府委員(齋藤正君) 私どもは中学区制がいいと——中学区制といひましても、府県の狭小、あるいは学校の配置等から見て、いわゆる中学区制といふことは、あるいはいわゆる大学区制といふことは限界いかんといふ点が問題になると思ひます。大学区制の中でも、極端な大学区制、それから極端な小学区制といふようなものは、これは私も率直に申しまして、これは避けたい方がいいといふふうには考えます。しかるべき府県の事情に応じて、とにかく中学区制といふ形を維持するほうがいいといふふうに考えております。その考え方は、文部省といたしましては常に申しておる

ところであります。ただ、私どもはせっかく調査会を発足いたさせましたから、単に教科の指導を、入学試験にどう用いるといふような狭い範囲でなくて、一応少なくとも適度に盛り込まれる事項全般について御議論を願ひし、あるいはこれに盛り込まれない将来にわたる問題等についても議論をし、他日、われわれなり府県なりが検討いたすべき参考にしてもらいたいといふことは思つておるわけでございますが、その点は、われわれがいま考えておりますこと、それから協議会を設けて検討してもらつたといふことは矛盾はないと思ひますけれども、いま伺われますれば、私は中学区制といふものが一番適当ではないかといふふうな私自身も考えておりますし、従来、文部省の持つた態度はそのように承知しておるわけでございます。

○鈴木力君 関連。いまのお話で大体わかるような気がいたしますが、はつきりお伺ひたいのは、小学区制が適当でないといふことですね。その理由を少し明快に説明してもらいたい。やや完全に近いと思ひ小学区制は京都が採用してゐる。京都が採用してゐること自体に教育的な起つてゐる弊害等を具体的に御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(齋藤正君) 初めにお断わりいたしておきますけれども、私どもはこの問題について指導をし、どう考えていったらいいかといふと、中学区制といふこととございまして、地方が学区を定めることは教育行政法によりまして府県の教育委員会の権限に属することとございすから、自分の判断で小学区制をとつておるものを直せとかいふようなことは毛頭申しもおきません。ですから、京都が京都でその考えをとおつておられますが、ただこれは私申しましたように、学区制の問題は単に理論上の問題でなく、実際いままでもやられた経験から見まして、ここを出ればこの学校にそのまゝ入るといふようなことは、一面、競争というか、選抜が行なわれるための弊害とい

うものもありますけれども、一面、これは青少年のことでございますから、これは理屈の外として、やはり自分なり父兄なりがどの伝統のある学校に行こうか、どのタイプのものの学校に行こうかというこの適度の選択があることは、これはやはり理屈抜きにして、私はやはり一種の青少年の士気というものに関連してあつたほうがいいのじゃないかと、私は率直に思うわけでございます。これはそういう点がありましたので、小学区制というものは、やはりそういう経験にかんがみて府県が減らしてきたのじゃないかと思うのであります。で、その点は、競争をなくす、そして競争が弊害だという観点に立てばなるほど一番いい、その時点だけをとりえれば一番理屈の上ではいいのでございますが、これはやはり實際のことを考えますと、むしろそういう實際上の弊害と申しますか、というものも起こるし、また、あまりに厳密に行なわれますならば、高等学校のことでございますから、極端にわたりますと、小中学校でいいますから、極端にわたりますと、小中学校でいふもの、あれだけ義務教育にも行なわれておりますよ、うな脱法行為というものがまた行なわれる危険性もあるというようなこと等も考えまして、私は適宜の選択と適宜の通常における競争というものは私は何も非難すべきことではない。そこは私は入学試験問題というものについての世論と、ややもすれば自分の適性、能力に応ずるところに行くこと、いうこと自体の競争というものは否定するところ、うなことが可能で、しかもすべてうまくいくんだというふうに考えると、これは私は大問題であつて、この適度の準備教育、適度の競争、そのために手段を選ばないというようなことを排除すべきであつて、適宜の選抜というようなことは私は好きでつかえないし、また適度のものはあつていいのではないかとというふうに私は考えるわけでございます。

○鈴木力君　これはどうも学校教員の定数と直接問題でないような気がするので、あまりこの問題に時間をとるのは少し気がひけるのですけれども、いま学区制の問題が出たからもう一つだけ伺いた

い。それはいま局長が、過度の競争を排除するためだけに学区制の問題は考えられないという意味のお話をなさったと思うのです。私は文部省に入学選択制度の問題を考えてもらう場合、現在のよりな過度の競争がどこから起こったのかということまで思いをはせて検討してもらわないといけないと思います。いま現象的にあらわれておる入学試験の競争率が高くなる、そこで過度の受験準備が必要となるから、そこで焦点を合わせてもらうてはちょっと足りないのではないかと、よりよい気がするのです。これはいまの六三制が始まりましたところ、私どもも経験をしているのですけれども、そのときには今日のような——それは志願者がふえたということもあるけれども、傾向としての今日のようない試験地獄は出ていなかった。学区制がこまかいときの話です。それが学区制がだんだんに大きくなるということ、それから生徒数がふえていくということ、進学率が高くなるということとあわせて学校の格差がだんだんに年とともに開いてくるということも、このところにも焦点を合わせて検討してもらいたいと思うのですね。そういう意味からしますと、京都の場合に機械的に小学区制というような話があるけれども、これは私も正確な統計は持っておりませんが、しかし、私どもの調べたところの一部から見ますと、それだけが決定的な要素にはなりませんけれども、大学の進学率なんかを見ますと京都のほうは比較的学校差が出ていないのですね。やや平均しているわけですね。京都府内の各高等学校からそれぞれの大学に合格をしていく率というのはやや平均に近づいておる。ところが、学区制が大きくなりまして、中学区制といっても、数校といっても、どこからどこまでが数校なのかわかりませんけれども、そういう地域に行くほど、同じ県内の高校の大学の合格していくところの差というのは非常に大きな差が出てきておる。もうすでに各県ともいえる有名校というのがある、東大コースなり、あるいは私のほうですと東北大学コースなり、こういう学校がもうきまりきってしまつて、そこから

学区をすずせというのですね。また上の学校をい
いところを選ぼうとする人たちから、選択の自由
という理由で学区を大きくせよとか、あるいは
数%なり十数%なりを全県に開放せよという議論
が出てきているわけです。ですから、学校の格差を
どう埋めるかという点に真剣に取り組んでまいり
ますと、いまの学区論というものの、局長がさつ
きおっしゃった議論だけでは足りないような気が
するので、その点もあわせて検討してもらいたい。
○政府委員(齋藤正吉) 学校の場合の格差と申し
ますのは、私申し上げるのは口はばったのでござ
いますけれども、なかなか複雑な要素でござい
まして、単に施設とか、あるいは形式的な教職員
の資格というようなものだけで定められない幾つ
かの伝統なり、校風というものもまた作用するの
でございしますが、しかしまた、格差をなくすとい
うことも必要でございます。また、その格差の意
義を、先般も申し上げましたように、特色のある
ものをつくっていく、とにかく七〇%も八〇%も
入学をするということになりますれば、これはと
にかく義務教育九年の上にさらに教育を積むわけ
でございしますから、何らかの点の角度において、
ある程度の高さが要求される。これはどうくふう
しても要求される。そうすると、それを適合させ
て、とにかく三年間の高等教育を有用に過ごすた
めには、同じ種類の学校について格差をなくす努力
をいたしますとともに、学校なり学科というもの
にそれぞれ特色を持たしていって、そうして八〇%
近く、将来、進学をする高等学校というものの教育
というものを相当変化を持たして、それぞれの個
人の適性においては何も格差がないんだというよ
うな形に持っていくことが私はいいことだと思
うのであります。私はその意味で先般も申し上げ
たのでございますけれども、高等学校自体の編成
というよりなこと等をあわせて、将来に向かつて
努力することが文部省の責任ではないかというこ
とを申したのでございます。その意味でやはり格
差はなくすべきであるし、また、それぞれの特色
を持った学校学区というものが各所に点在をし、

その中で生徒が選択をしていくというより、形が最も適當ではないか、こういうふうに考えるわけでございます。

○鈴木力君　もう一つだけ。いまの局長の言う意味の学校の特色なり、そういうものをねらつての格差なり選択の自由ということは、これは私も賛成なんです。ただ、私がいま申し上げているのは、入学試験の競争が非常に激しくなっているのは、入学をもちたしている、そのために、学区を広げることによる弊害は、いま局長が言われるような、そういうふうに描かれているイメージとはおよそ事が違ふということですね。そこを見てもらつて学区の問題に取り組んでもらいたいのです。何かおっしゃっていることを伺うと、私が言いたいことを局長が言つて、局長が言うべきことを私が申し上げるみたいで、どうも変な感じがするのです。たとへば私の郷里の例をもつてしても、盛岡一高が全県に二〇％なり開放されまして、それからもうほとんど全地域から集まつてくる。上のほうの大学進学の良いところをねらおうとする者は盛岡一高に集まる風習になつてきている。それは盛岡一高が入学に強いからだ、これも特色だと言われればそれまでの話です。そういうことによつて学校の格差というものができてくる。いまの段階における入学試験競争で父母は頭にかけている。そういう父母が考えているものから格差というものは生じてくる。私は見ているわけです。そちらの学校に入れようということから、ますます大学進学率という形で学校の格差が出てき、したがつて、学区を拡大しようという声がまた大きくなつてき、これが統計的には決して正しいものでないのだけれども、そういう空気がまき散らされることによつていろいろな問題が起こつてくる。東京だつて同じことが言えると思う。日比谷高校から東大に何百人入つたとか、そういうことだけが世間の注目的になつておる。そうしてもぐり入学という問題が出てきているのです。もぐり入学があるから、いきなり学区をどうこうするわけにいかないという現実論と、それから局長が描いてお

る、私は夢というところからでしよ、夢とは申しませんが、りっぱなイメージとの間に、ものすごくつながらないギャップがあるというところ、そういう意味で、学区というものをいまの時点に下ろして考えてもらわなければいけない、こういうことを申し上げるわけです。

○松永忠二君 学区の問題についてもそうでありますが、いま具体的には長野あたりが小学区制を取り入れるということについて、これは男女共学とあわせて――男女共学はほとんど影に没してきようとしてきている。こういうような意味で、いまの高校の教育というものが一つの危機にきていっていることとあわせて、長野は小学区の問題を検討していきう動きが生まれておるわけですが、また、あるいは横須賀の市が準備教育を全然やっていない。これが小学区制としては小学区制を実施をし、それを中学区程度のものにしていくという程度の動きしかない。横浜市のときは一番さういふふうな準備教育が激しく行なわれていながら、これも一つは学区制との関連があるという指摘がされているわけです。私がいまここで問題にしているのは、いま起こっている入試の検討とか、準備教育というものは、イデオロギーとかさういふものではなくて、特に教育の正常化ということから出ていることだと私は思う。いまの義務教育というものが正常でない、そういうことについて何かこの際正常な義務教育を実施することが必要だという強い念願からこの問題は起きているわけなんです。したがって、そういう意味で、学区制の問題についても、いま行なおうとしている正常化の中で、準備教育というものを入試問題という形で取り上げられていることであるので、少なくとも学区制を大学区制にしていくというようにすることについては、その検討をためていくというように動きが背後になければ、これはやはり元に戻って、教育の正常化というその熱意もだんだん薄れていくのじゃないか。しかも、一般の父兄はこの問題について必ずしもそれをそのまま受け取

れるという状況にはないんで、この点について、その一つとしては学区制の問題も手を打っていくべきではないか。少なくとも、いまこの際、大学区制にしていくというところについてはブレーキをかけるくらいなことをやっていかなければ、この問題を解決し、教育の正常化をはかるといことはできないのじゃないかという意味で私は申し上げているわけなんです。こういうふうな意味で言え、たとえ、私はその理屈でいろいろのことをとやかく言うのではありませんけれども、学力テストの実施の問題についても、これはとにかく二〇%の抽出の学力テストをやっていることじゃないかというところで検討をされているのです。このテスト教育というものは準備教育に結びついていっている批判とか、そういう考え方というものがいま起こっているわけなんです。こういうときを全面的に無理やりやっていくというやり方については、やはり正しい配慮をしていく時期にあるのじゃないか。また、前に私は申し上げたのでありますが、学歴偏重の社会的風潮を直していかなければだめだと文部大臣は言われているので、これについて具体的に一体何をしようとしていくのか。口で、これでなければだめだと言っているのだけれど、何で一体今度の学歴偏重の社会的風潮を打破していくのか。これも大学入試の問題と結びつくのだが、これを具体的にやっていくこととしていいのか。こういうこととあわせて問題を考えていかなければならない。これが大学入試の問題にも関連があることははっきりしているわけなんです。大学入試について何らかの具体的な措置を考えていく。これはもう単に準備教育や入学試験の問題ではないと思う。この考え方というものは、もう教育の正常化をはかるといには、いまの教育では改むべきものが相当あるのじゃないかという、こういう正しい考え方の上に立っての準備教育廃止や、あるいは入学試験の検討であることを考えてみれば、こういうことに熱意をはっきり具体的に示すことが、私は教育を正しくする上に非常に

重要だ。いまや全くチャンスであるので、もつとこの点について、学区制の問題についても一応のブレーキの措置をとる、そうして、いままでの方針をとにかく堅持させていくようなやり方を実施をさせていくとか、学力テストについてもテストをおおるといふような形に対してはよほど正しい措置を指導していく。あるいは、いま言う学歴偏重の社会的風潮について何を一体やるかというところ、大学入試についてはどうして検討していくのか、こういうことを検討してもらうことによつて、一般父兄が入試や準備教育廃止に対して抱いている不安をなくしていくということなくしては、私はこれは成功をおさめることはできないと思う。こういう意味で、もつと具体的に自分のできること、この風潮を高めることのできる具体的な措置として何を考えているのか。ただ地方の審議会をつくってそれに相談していけばいいというのか。何かさういふ点について積極的な施策を考えているのかどうかということについて、私はまあ必要だと思ふのですが、その点について何かあれば具体的にお聞きをしておきたい、こういうことであります。

を第一段にし、また、制度上の改変を要することは審議会の御検討をまつて措置してまいりたい。それから、とりあえず入学試験の方法というようになことに限って見ましても、たとえば、これは中学校の教育の正常を害しないためにということでも十分理論的な根拠を持って現在の通則を廃止しております。九教科一列横隊のような入試制度、さういふものが理屈を離れて、実は過度の準備教育に持っていくということであるならば、この選抜の強化の問題、方法の問題、あるいは内申の問題とさういふもの、そのものを一歩ずつ改善をしていくという必要があると思ふのであります。それから大学の問題につきましては、これはすでに文部省といましては、できるだけ一発の入学試験というところでなく、能研テストの成果というものを一面で利用してもらおうということでの普及に努力をしておるところであります。また、この問題は大学事務局におきまして、国立大学協会等とも常に接触を保ち、入学試験の制度の改善ということをはかっているわけでございます。それから学歴の偏重という問題につきましまして、あるいは過剰な家庭学習の問題につきましまして、実は文部省としては、施策といましては、かなり前から始めておるわけでございます。これは当時私も直接その方面を担当いたしておりました。家庭教育の学級というものを全国に展開いたしましたのは、やはり家庭の教育的な機能というものを十分に知っていただく、ややもすれば学校における学習というものをただ追うとか、あるいは方法を間違つて、おかしなことをやるといふようなことを直したというところが一つあったわけでございます。その方法として何かがあるかといえ、結局、父母の教育しかなないのであります。教育の場を何に求めたらいいかというところは、一番いいのは、やはり社会教育の場にさういふ子供を扱うことの教育とお互いの研さんの場を求めることが一番しみてあつて、また効果もあるであらうという考え方で、文部省は家庭教育学級というものを全国に展

る、私は夢というところからでしよ、夢とは申しませんが、りっぱなイメージとの間に、ものすごくつながらないギャップがあるというところ、そういう意味で、学区というものをいまの時点に下ろして考えてもらわなければいけない、こういうことを申し上げるわけです。

○松永忠二君 学区の問題についてもそうでありますが、いま具体的には長野あたりが小学区制を取り入れるということについて、これは男女共学とあわせて――男女共学はほとんど影に没してきようとしてきている。こういうような意味で、いまの高校の教育というものが一つの危機にきていっていることとあわせて、長野は小学区の問題を検討していきう動きが生まれておるわけですが、また、あるいは横須賀の市が準備教育を全然やっていない。これが小学区制としては小学区制を実施をし、それを中学区程度のものにしていくという程度の動きしかない。横浜市のときは一番さういふふうな準備教育が激しく行なわれていながら、これも一つは学区制との関連があるという指摘がされているわけです。私がいまここで問題にしているのは、いま起こっている入試の検討とか、準備教育というものは、イデオロギーとかさういふものではなくて、特に教育の正常化ということから出ていることだと私は思う。いまの義務教育というものが正常でない、そういうことについて何かこの際正常な義務教育を実施することが必要だという強い念願からこの問題は起きているわけなんです。したがって、そういう意味で、学区制の問題についても、いま行なおうとしている正常化の中で、準備教育というものを入試問題という形で取り上げられていることであるので、少なくとも学区制を大学区制にしていくというようにすることについては、その検討をためていくというように動きが背後になければ、これはやはり元に戻って、教育の正常化というその熱意もだんだん薄れていくのじゃないか。しかも、一般の父兄はこの問題について必ずしもそれをそのまま受け取

る、私は夢というところからでしよ、夢とは申しませんが、りっぱなイメージとの間に、ものすごくつながらないギャップがあるというところ、そういう意味で、学区というものをいまの時点に下ろして考えてもらわなければいけない、こういうことを申し上げるわけです。

を第一段にし、また、制度上の改変を要することは審議会の御検討をまつて措置してまいりたい。それから、とりあえず入学試験の方法というようになことに限って見ましても、たとえば、これは中学校の教育の正常を害しないためにということでも十分理論的な根拠を持って現在の通則を廃止しております。九教科一列横隊のような入試制度、さういふものが理屈を離れて、実は過度の準備教育に持っていくということであるならば、この選抜の強化の問題、方法の問題、あるいは内申の問題とさういふもの、そのものを一歩ずつ改善をしていくという必要があると思ふのであります。それから大学の問題につきましては、これはすでに文部省といましては、できるだけ一発の入学試験というところでなく、能研テストの成果というものを一面で利用してもらおうということでの普及に努力をしておるところであります。また、この問題は大学事務局におきまして、国立大学協会等とも常に接触を保ち、入学試験の制度の改善ということをはかっているわけでございます。それから学歴の偏重という問題につきましまして、あるいは過剰な家庭学習の問題につきましまして、実は文部省としては、施策といましては、かなり前から始めておるわけでございます。これは当時私も直接その方面を担当いたしておりました。家庭教育の学級というものを全国に展開いたしましたのは、やはり家庭の教育的な機能というものを十分に知っていただく、ややもすれば学校における学習というものをただ追うとか、あるいは方法を間違つて、おかしなことをやるといふようなことを直したというところが一つあったわけでございます。その方法として何かがあるかといえ、結局、父母の教育しかなないのであります。教育の場を何に求めたらいいかというところは、一番いいのは、やはり社会教育の場にさういふ子供を扱うことの教育とお互いの研さんの場を求めることが一番しみてあつて、また効果もあるであらうという考え方で、文部省は家庭教育学級というものを全国に展

開をしたのであります。で、そういうこと、あるいは企業側、社会の一般の風潮として、学歴偏重の弊を方々でとらえることが、やはりそれが役立ってくると思ひますけれども、結局、先生がおっしゃったように、一步一步できることから具体的に改善をせざるを得ないというのが私どもの考え方でございます。その面は、学校教育の面でも社会教育の面でも具体的にできることを心がけていきたい、このように考えるわけでございします。

○松永忠三君 文部大臣に。文部大臣は、これは非常に複雑な問題だから、いろいろな研究を要することだが、学歴偏重の社会的風潮を是正しない限りはできないと、こういうお話をございします。この社会的な学歴偏重の風を直す具体的な方法として、何を考へておられるのか、それをひとつお聞かせください。

○国務大臣(中村梅吉君) 学歴偏重は好ましくないと私も思つておりますが、しからば、これを行政の上でどうすれば直るのかといひますと、その名案がありませんので、私も機会あるごとに各方面にそれを訴えておりますわけで、世の中全体がそういう雰囲気になりませんというのと、やっぱり本人なり、あるいは子を愛する親なりにすれば、できるだけいい職場を得たいとか、いろいろな関係で過度の競争が起るがためでございますから、世間全体があまり卒業学校や履歴書にとらわれないように、むしろ人物本位の世相になつていただくことが望ましいと思つて、まああらゆる機会にそういうことを、私も自分の考えに従つて申し述べておるわけでございします。学歴偏重を世の中から一掃するということについては、なかなかこれ一発でどうもきき目があるという名案が私ども持ち合わせがないわけでございします。

○松永忠三君 私どもこれ一発でやるという名案はないと思ひます。同時にまた、さきから話に出てゐる、これでいいというのじゃなくて、できることをやつていく、学歴偏重についてこれをやれば学歴偏重をなくすというものはないけれども、前に話をしたとおり、たとえば定時制高校について

では、全日制と同一ないわゆる処置をすべきだ。経営者——日経連だつてあるわけですね。就職についての方法というものを、具体的にやはり文部省は出して、そうしてこれを要請していく、そういうことをやつていって、まだなかなか十分じゃないがという話ならいいが、一番これに問題があるけれども、この問題には名案がないというのじゃ、結局これはだめだという話にだんだんなつてきてしまふ。私はこれだつて、大学の入試の問題の一番中心点もそこへくるわけで、これについてもやはり十分な識者の意見を聞けば、具体案というものがあつたと思ひます。これは万全ではないけれども、これをやつたほうがいいというものを、大臣がやはり見つけてやつてもらわなければ、こういうことをやつてゐるけれども、こういうことはなかなかこれじゃ打開の名案がないということになると、結果的にはさききの話にさかのぼつて、私は教育の正常化という国民から起つた世論をまさに使つてその正常をはかるべきを、初中局などは、自分の分野にそういうものが出てきたのであつて、これに向かつて考へてゐる施策を次々に実行していくといふことの、そういう計画などを持つてもらいたいと思ひます。そういうことによつて、この世論を——せっかく上がつた世論が、結果的にはやつぱりやつてみたらだめだつたということになるのか、これだけ前進だということになるのか、これは非常に大きな問題だと思ひます。ぜひ具体的に一つずつ、十分でないけれども、方法を考へてもらひたい。

そこで最後に一つ、私は準備教育については方法はあると思ひます。これはもういま初中局長が、家庭教育が大事だ。社会教育が大事だ。そこから出発していかねばだめだといふことがあるけれども、私は小学校、中学校の校長と教師を含めて、準備教育はやらねえといふことを決意し、決定をして、それを実行に移していく、現に横浜で、なぜ準備教育がされないのかといふのは、横浜の校長がそれを決意をして廃止をしたからです。だから、ただ廃止をして、ほかの施策が伴わなければ、

非難ばかり出てくるので、今度の場合には審議会をつくり、いろいろな措置もしてくれるわけですから、やはり教師が教育の正常化をはかる意味から言つて、いまこそ準備教育廃止の決意をして実行に移すと、こういうことが私はまず準備教育について、やるべき最初のことだと思ひます。これは人が、金がなければできないとか、制度がなければできないという問題じゃないと思ひます。ただ問題は、そういうことをやつた場合に、小中学校の校長会なり教師が、世間から非常な圧力を受けるというところなんであつて、これを防ぐ決意が国や県にあると思ひます。いま成果をあげてゐるところはやはりそういう決意をもつてやつてゐるところだ。また、県によつてはそういう決意をもつて廃止を打ち出したところがある。これをくすさないように守つてやらないと、全国また同じようなことになつてくるので、このことについては、文部省が小中学校なり高等学校の校長によく十分指導することを、ほかにいろいろやられてゐるので、もう全国中学校長会も、この夏には私の県あたりでやられるというやうなことを言つておられてゐるのですが、そういう機会を逸することなく、全国一斉に決意をもつて立ち上がると、こういうことについて国も十分責任を持つてバックアップするといふ、こういう措置を私はやつてもらひたいと思ひます。大臣に最後にその点についてお話を聞いて質問を終わります。

○国務大臣(中村梅吉君) 御熱心に鞭撻いただきましてありがとうございます。確かに、こういういま社会的に補習教育の全廃をすべきである、あるいは学歴偏重の弊を改めるべきである、いろいろな盛り上がりがございますから、この盛り上がりは期を逸せず、適切な方法を講ずるというところとは最も肝要なことだと思ひますので、私も高校入学にしましても、大学入学選抜につきましても、極力その知恵を、知能を集めて適切な方法を講じてまいりたいと思つておるのであります。要は、高等学校などの場合で言へば学校差をなくすといふ努力もまず基本的に必要なと思ひます。しかし、これを残し努力しても、設備が同じであり、教授陣が同じ学歴ばかりの人がそろつても、やはり完全にそれじゃだとも同じかと言へば、そうもなかなかいきかぬと思ひますが、とにかく学校差をなくす努力をするということが一つの要点である。同時に、それから一発試験だけで入学選抜をしてしまつてしまふということに、過度の詰め込み教育ということが行なわれることになりまふから、そういうことのないやうな方向が、無理のないところで見出せば、そういう道も講じたり、いろいろこれからいま盛り上がりつておる時期でございますので、その選抜方法の改善について協議を遂げておりますから、いろいろな知恵が集まつてくると思ひますので、それを最高度に活用して、ひとつ御鞭撻をいただきましたように、われわれとしても努力してまいりたいと思つております。

○委員長(二木謙吾君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(二木謙吾君) 速記を始めて。

○委員長(二木謙吾君) この際、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。まず、文部大臣から提案理由の説明を聴取いたします。中村文部大臣。

○国務大臣(中村梅吉君) このたび政府から提出いたしました国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、昭和四十一年度における国立大学、国立大学の学部、大学院及び付置研究所の新設、国立の学芸大学及び学芸学部を、それぞれ教育大学及び教育学部に名称を改めること、並びに短期大学の廃止等について規定してゐるものであります。

まず第一は、北見工業大学の施設につきましても御説明いたします。現在、北海道には中堅技術者の養成機関として四つの工業高専が設置されておりますが、四年制の工学関係大学は国立二大学すな

わち北海道大学、室蘭工業大学、この二つでござ
います。近年、北海道総合開発の進展に伴いまし
て高度の工業技術者の必要が高まり、その養成が
望まれております。このような事情から、まだ四
年制大学のない道東地区に、地元の高い要望もあ
りますので、北見工業短期大学を昇格させ、新た
に四年制工業大学を創設するものであります。

第二は、国立大学の学部の新設についてであり
ます。信州大学に文学部を改組して人文文学部及
び理学部を、佐賀大学に文学部を改組して経済
学部及び理工学部をそれぞれ設置するものであり
ます。これは大学入学志願者の急増に対処する国
立大学の拡充計画の一環をなすとともに、昨年か
ら始まった文学部を改組し、その教育研究体制
を整備充実する措置の一環であります。

第三は、国立大学の大学院の新設についてであ
ります。これまで大学院を置いていなかった国立
大学のうち、充実した学部を持つ七大学に修士課
程を設置し、もつてその大学の学術水準を高める
とともに、研究能力の高い職業人の養成に資する
ものであります。ちなみに、新たに大学院を置き
ます大学は、宇都宮大学、東京外国語大学、東京学
芸大学、岐阜大学、三重大学、和歌山大学及び山
口大学であります。

第四は、国立大学の付置研究所の新設及び名称変
更についてであります。最近ますます発展してきて
おります経済学について、数理経済学的方法により
研究を推進するために、社会経済研究所を大阪大
学に設置するとともに、東京医科歯科大学に付置
されております歯科材料研究所の名称を医用器材
研究所と改め、これに伴いその研究目的を医用器
材全般に拡大するものであります。

第五は、北海道、愛知、京都、奈良、福岡の五
学芸大学をそれぞれ教育大学に、北海道学芸大学
の学芸学部は二十二国立大学の学芸学部をそれ
ぞれ教育学部に改めるものであります。国立大学
の学芸学部は、現在、教員養成を行なっておりま
すが、中央教育審議会の答申等においてこれらの学
部の目的性格を明らかにし、一そりの整備充実

をはかること、名称も教育大学、教育学部と改
めることが要望されております。この趣旨に沿
い、大学の意向をも尊重して、上記の大学、学部
の名称を変更するものであります。今後、教員養
成を目的とする大学、学部の教員組織、施設設備
等の整備に十分努力してまいりたいと考えており
ます。

第六は、国立の工業短期大学の廃止についてで
あります。昭和三十一年に設置しました長岡、宇部
及び昭和三十一年に設置しました久留米の各国立
工業高等専門学校の新設に伴い、経過的に存置し
てきた長岡、宇部及び久留米の国立短期大学並び
に昭和三十一年に室蘭工業大学工学部第二部の設
置に伴い経過的に存置してきた室蘭工業大学短期
大学部を廃止するものであります。

以上が、この法律案の提案の理由及び内容の概
要であります。何とぞ十分御審議の上、すみやか
に御賛成くださるようお願い申し上げます。
○委員長(二木謙吉君) 以上で本法案についての
提案理由の説明聴取は終わりました。
この際、都合により暫時休憩をいたします。
午後三時四十七分休憩
〔休憩後開会に至らなかった〕

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、「なきなた」正課教材採択に関する請願(第
一一八九号)(第一一九〇号)(第一二〇八号)
(第二二二九号)(第一二三五号)(第一二三六
号)(第二二六〇号)(第一三三八号)(第一三二
九号)(第一三三〇号)(第一三三二二号)
一、ボーリングの健全発達施策に関する請願
(第二二〇六号)

一、北海道教育委員会の学区拡大、再編成計画
とりやめ等に関する請願(第一二〇七号)
一、千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(第
一二三四号)(第一二六九号)(第一二九九号)
一、国民の祝日に関する法律の一部を改正する

法律案反対に関する請願(第一二四六号)(第
一二四七号)(第一二四八号)(第一二四九号)
(第二二七九号)
一、教育予算増額に関する請願(第一二六八号)
(第二二九八号)
一、八月十五日を平和の日に制定するの請願
(第二二七七号)

第一二八九号 昭和四十一年三月十一日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(三三
通)
請願者 大阪市阿倍野区昭和町西五ノ三七
國部繁八外二十六名
紹介議員 赤岡 文三君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一二九〇号 昭和四十一年三月十一日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(十二通)
請願者 広島市吉島本町八九二 加藤敏子
外百七名
紹介議員 山下 春江君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二二〇八号 昭和四十一年三月十一日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(四通)
請願者 大阪市阿倍野区北島西二ノ七七
松沢由夫外三十五名
紹介議員 中山 福蔵君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二二二九号 昭和四十一年三月十二日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(三三
通)
請願者 三重県伊勢市中村町一、一九六
坂本信男外五十七名
紹介議員 斎藤 昇君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。
第二二三五号 昭和四十一年三月十四日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願

請願者 北海道深川市深川町字花園町八ノ
八 香川貞雄外七名
紹介議員 岡村文四郎君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二二三六号 昭和四十一年三月十四日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(三三
通)
請願者 佐賀市上多布施町二二八 野中九
州男外二十六名
紹介議員 鍋島 直紹君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二二六〇号 昭和四十一年三月十五日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(三三
通)
請願者 神戸市須磨区南町三ノ三〇一 堀
田又次外二十五名
紹介議員 中沢伊登子君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第一三三八号 昭和四十一年三月十七日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願
請願者 広島市大洲町二八三 石田一士外
四十七名
紹介議員 中津井 真君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二三二九号 昭和四十一年三月十七日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願
請願者 香川県仲多度郡仲南村二三五 五
所野尾基彦外百十九名
紹介議員 青木 一男君
この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。
第一三三〇号 昭和四十一年三月十七日受理
「なきなた」正課教材採択に関する請願(三三
通)
請願者 香川県善通寺市下吉田町五七一
遠山清外二十六名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二三二二号 昭和四十一年三月十七日受理

「なきなた」正課教材採択に関する請願（五通）

請願者 茨城県水戸市藤坂町一、二六五
柴田正雄外九十七名

紹介議員 中村喜四郎君

この請願の趣旨は、第三七八号と同じである。

第二二〇六号 昭和四十一年三月十一日受理

ボーリングの健全発達施策に関する請願（二通）

請願者 東京都港区赤坂青山北町四ノ二六
全日本ボーリング協会内 市村東
九郎外二千二百五十一名

紹介議員 日高 広為君

ボーリングをスポーツとして確認され、文部省主管の下にこれを健全に発達させるよう適正な施策措置をとられたい。

理由

最近、ボーリングは全国的に普及し、これを愛好する競技者は百数十万人に達し、今後、ますます増加すると考えられる。

ボーリングは、つとに大衆的なスポーツとしてヨーロッパ及びアメリカに発達し、近年、国際スポーツとしてその組織的活動が活発となり、オリンピック競技種目への参加も問題となつてゐる。わが国におけるボーリングは歴史が新しいため、そのあり方や取扱いに関し見解が統一されず、これがため派生的な諸問題にわざわざいさされ、スポーツとしての本義さえ見失われようとしてゐる。

ボーリングは、今や、全国大衆にかかわるものであり、国際的につながる問題である。

第二二〇七号 昭和四十一年三月十一日受理

北海道教育委員会の学区拡大、再編成計画とりやめ等に関する請願

請願者 北海道上川郡東鷹栖村二ノ一三
角井浅吉

紹介議員 横川 正市君

北海道教育委員会が来年度から強行しようとしてゐる高校の学区拡大、再編成計画をとりやめ、高校全員の入学の実現と施設、設備拡充等のため、左記事項の実現を図られたい。

一、小学区制、男女共学制、総合制の高校三原則を正しく保障し、四十五年度までに高校入学希望者の全員入学を図るための年次計画を明らかにし、当面昭和四十一年度に関及び道において予算措置を講ずること。

二、これまでのすしづめ、やみ学級等の不正常授業解消のため、施設、設備、教職員定員をすみやかに公費で保障するよう措置すること。

三、従来の応急対策を全部恒久対策に改めるとともに、過大学級、学校をやめること。

四、高校施設、設備、校地買収のための地元負担、父母負担を全廃すること。

五、育英資金制度を大幅に拡充すること。

(一) 日本育英会の奨学制度について左記のよう

に改正するよう努力すること。

イ、特別奨学生を漸次廃止し、年次計画により一般奨学生の対象拡大と全額の引上げを行なうこと。

ロ、奨学生対象を当面全日制十パーセント、定時制二十パーセント、昭和四十四年度に全日制三十パーセント、定時制百パーセントとすること。

ハ、奨学金額（月）を全日制、定時制ともに三千円とすること。

(二) 道の奨学資金を全課程の生徒を対象にし、人数を拡大し、単価を引き上げること。

六、へき地奨学費を新設し、離島、へき地出身の高校の寄宿舎生の寝具代、食事代の三分の一を国庫負担とすること。

七、生活保護家庭の子弟の高校進学を理由に生活保護の打ち切りを行なわないよう改めること。

八、公立私立高校の授業料を引き下げ、これに伴う財源保障を確立すること。

その他、定時制教育振興、教育費父母負担の軽減

と教育の機会均等、教職員定数の大幅増員、私立学校への助成金大幅増額等の措置（請願書記載）を講ずること。

理由

道教委の計画は、法の精神をねじまげ、「せめて高校教育を受けさせたい」という父母の願いをふみにじり、子どもたちの差別、選別教育をおしすすめて、これまで十六年間まがりなりにも守られてきた本道の民主教育を根本から破壊しようとするものにはかならない。

いつぱり、教育条件、とりわけ、高校の施設、設備、教職員定数などが不足しており、生徒の学習条件、教職員の労働条件をそこなつてゐる現状は目にあまるものがある。

それらのことが、本道の子どもたちの学力を低下させ、能力の全面的発達をさまたげてゐる根本原因となつてゐる。

第二二三四号 昭和四十一年三月十四日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願（二通）

請願者 京都市伏見区安町七五〇 佐々木利三外百六十九名

紹介議員 鈴木 強君

この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

第二二六九号 昭和四十一年三月十六日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

請願者 宮城県仙台市弓ノ町一〇 工藤雅樹外二十四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

第二二九九号 昭和四十一年三月十七日受理

千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願

請願者 東京都文京区根津宮永町三六 久保哲三外百四名

紹介議員 鈴木 力君

この請願の趣旨は、第八三一号と同じである。

第二二四六号 昭和四十一年三月十四日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願（二通）

請願者 神奈川県横浜須賀町三春町四ノ五五 江田豊外五百七名

紹介議員 小林 武君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第二二四七号 昭和四十一年三月十四日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願（三通）

請願者 横浜市港北区長津田町一、九五九 沢野六郎外五十九名

紹介議員 秋山 長造君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第二二四八号 昭和四十一年三月十四日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願（三通）

請願者 大阪府豊中市刀根山四ノ九五 畑井弘外五十九名

紹介議員 椿 繁夫君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第二二四九号 昭和四十一年三月十四日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願

請願者 東京都葛飾区亀有二ノ八七五 武藤英雄外十九名

紹介議員 伊藤 顯道君

この請願の趣旨は、第一一三二号と同じである。

第二二七九号 昭和四十一年三月十六日受理

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案反対に関する請願（八通）

請願者 東京都足立区千住旭町一四 吉田芳雄外五百九十五名

紹介議員 小林 武君
この請願の趣旨は、第一一三三号と同じである。

第一二六八号 昭和四十一年三月十六日受理
教育予算増額に関する請願

請願者 青森県むつ市大湊町宇田 中居世
津子外四百名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第一二九八号 昭和四十一年三月十七日受理
教育予算増額に関する請願

請願者 岩手県二戸郡金田一村下平 扇田
忍外四百三十四名

紹介議員 鈴木 力君
この請願の趣旨は、第五二九号と同じである。

第一二七七号 昭和四十一年三月十六日受理
八月十五日を平和の日に制定するの請願

請願者 大阪市旭区新森小路中二ノ一〇〇
世界平和祭全日本委員会内 河合
栄治

紹介議員 中山 福藏君

第二次世界戦争終結の日の八月十五日を「平和の日」とするため、国民の祝日に関する法律第二条に、次の一項を加えられたい。

平和の日、八月十五日、平和を念願して天地万靈に感謝し平和な国の建設を期する。

理由

昭和二十年八月十五日こそは、軍国主義日本が亡びて本来の平和日本が復活した歴史的な日である。この日を記念して国民こそぞつて恒久の平和を念願し、恩しゅうを超越して全世界のいたましい全戦没者をねんごろに追悼し供養するのは当然である。

国民がこの世界平和の祈りと、万国万霊供養を実行することは、新時代に生きる国民の生活にもつとも必要な公徳心や良識を育成し、正しい宗教心

をも培養するもので、実に新しい人づくり国づくりの基礎を築くものと確信する。

三月二十九日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月九日)

一、国立学校設置法の一部を改正する法律案

昭和四十一年四月六日印刷

昭和四十一年四月七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局